

「令和6年版 環境白書（環境に関する年次報告）」の概要について

1 要旨・目的

本県における環境の状況及び環境保全に関する施策の取組状況等に係る「令和6年版 環境白書（環境に関する年次報告）」を作成した。

この報告書を県議会9月定例会に提出するとともに、県ホームページへの掲載により、広く県民に情報提供し、本県の環境についての理解を深め、環境保全活動の推進に活用する。

2 現状・背景

広島県環境基本条例の規定により、環境の状況及び施策に関する報告を県議会に提出しなければならないとされており、本報告書は毎年作成し、県議会9月定例会に提出している。

3 概要

(1) 報告対象

第5次環境基本計画の施策体系に沿った広島県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の取組状況

(2) 調査期間

令和5年度

(3) 報告結果

別紙「令和6年版環境白書（環境に関する年次報告）」の概要のとおり。

4 その他（関連情報等）

(1) 根拠条文

広島県環境基本条例

第8条 知事は、毎年、県議会に、環境の状況及び知事が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 知事は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを県議会に提出しなければならない。

(2) 県ホームページ

「環境行政情報～環境に関する組織・計画・白書について～」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/b-index.html#hakusho>

令和6年版 環境白書（環境に関する年次報告）の概要

1 年次報告の構成

本書は2部構成で、第5次環境基本計画（計画期間：令和3年～令和7年度）の施策体系に沿った構成としている。

施策の進捗状況を把握するため、目標に対する指標とその達成率を記載している。

構成	項目	内容
第1部	広島県の環境政策	環境問題の推移、環境政策の方向性
第2部	環境の現状と県の取組	—
第1章	ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進	省エネルギー対策等の推進、再生可能エネルギーの導入促進、カーボンサイクルの推進、気候変動を見据えた適応策の推進
第2章	循環型社会の実現	資源循環サイクルを拡大させた社会づくり、適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり
第3章	地域環境の保全	良好な大気環境の確保、健全な水環境の保全・管理、化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全、プラスチックごみの海洋流出防止対策、地域環境の維持・向上
第4章	自然環境と生物多様性の保全	自然資源の持続可能な利用、生態系の健全な維持管理
第5章	環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」	環境学習・自主的な環境活動等の推進、環境関連産業の振興、環境配慮の仕組みづくり
付 録	第5次環境基本計画における指標及びその進捗状況、環境関連事業費 等	

2 指標の達成状況

分 野	計	達成 (達成率 90%以上)	未達成 (達成率 90%未満)	その他※
第1章「ネット・ゼロカーボン社会の実現」	20	15	3	2
第2章「循環型社会の実現」	11	11	0	0
第3章「地域環境の保全」	30	29	1	0
第4章「自然環境と生物多様性の保全」	10	6	3	1
第5章「人づくり・仕組みづくり」	8	8	0	0
計	79	69	7	3

※ 「その他」は、進捗状況を途中年度で評価することが難しく、最終年度に評価することとしている指標

- 目標を達成もしくは概ね達成となっている 79 項目中 69 項目については、引き続き、現状の水準を維持・向上できるよう、効果的な施策を実施していく。
- 未達成の 7 項目については、その要因分析をして、目標達成のために必要な見直し等を検討し、順次取り組んでいくこととしている。

3 分野別の概要

(1) ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進（P5～）

○ 県内の二酸化炭素排出状況

本県の令和2年度*の二酸化炭素排出量は、第3次広島県地球温暖化防止地域計画の基準年度である平成25年度に比べて24.0%減少している。部門別の状況を見ると、産業部門からの排出量が3,191万トンで、県全体の73.2%と最も大きな割合を占めている。

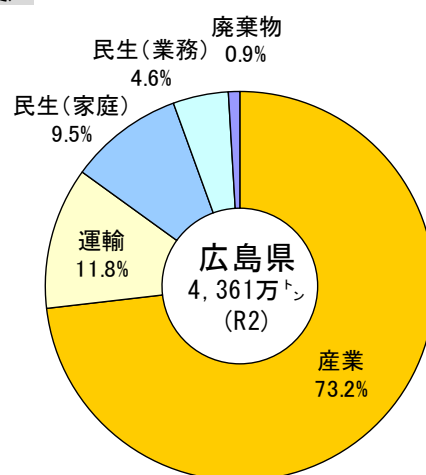
目標指標の達成状況については、産業部門・運輸部門・民生（家庭・業務）部門の排出量のいずれも目標を達成している。

2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けては、さらなる削減対策が必要であり、省エネや再エネの推進とともに、カーボンサイクル等の取組を進め、環境と経済の好循環を図っていく。

※ 算定に必要な国の統計データの最新が令和2年度のため、県の算定値も令和2年度が最新値となっている。

二酸化炭素排出量と削減率（令和2年度）

区 分	H25 基準年度 (万 t-CO ₂)	R2 実績 (万 t-CO ₂)	H25 からの削減率 (%)
広島県	5,736	4,361	▲24.0



【主な目標指標の達成状況】

指標項目（内容）	単位	基準年度値	現状値	目標値 (R7)	目安※1	指標達成率※2	進捗状況
二酸化炭素排出量 （産業）	万 t-CO ₂	4,094 (H25)	3,191 (R2)	3,100	3,514	109.2%	目標どおり 達成
二酸化炭素排出量 （運輸）	万 t-CO ₂	613 (H25)	515 (R2)	518	558	107.7%	目標どおり 達成
二酸化炭素排出量 （民生（家庭））	万 t-CO ₂	579 (H25)	414 (R2)	344	442	106.3%	目標どおり 達成
二酸化炭素排出量 （民生（業務））	万 t-CO ₂	405 (H25)	201 (R2)	215	294	131.6%	目標以上 達成
太陽光発電設備導入量	千 kW	1,359 (R1)	1,828 (R4)	1,669	1,514	120.7%	目標以上 達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 指標達成率は、「目安」と「現状値」の比

(2) 循環型社会の実現 (P31～)

○ 廃棄物の排出状況

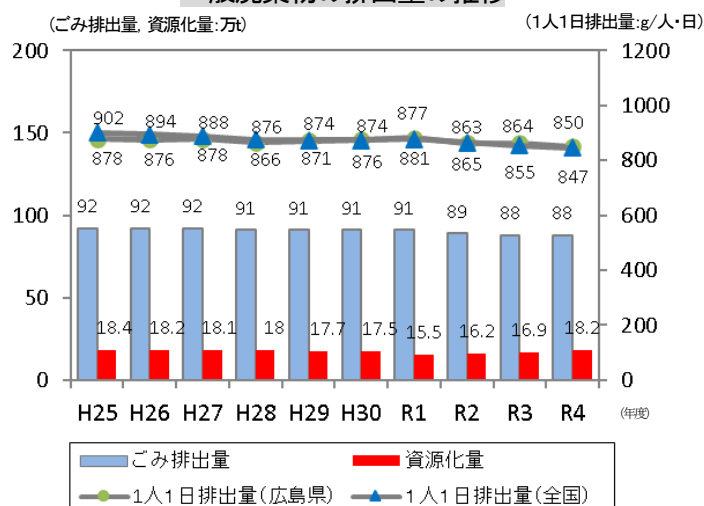
本県の令和4年度*の一般廃棄物排出量は87.5万t、産業廃棄物排出量は1,341万tであり、ともに目標どおり達成した。

また、産業廃棄物の不法投棄（投棄量10t以上の事案）は、目標の2件以下に対して発生はなく目標を達成した。

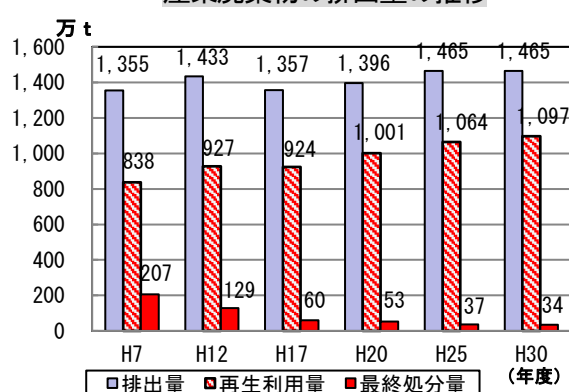
引き続き、従来の不法投棄防止のための取組に加え、電子マニフェストの普及促進による廃棄物トレーサビリティの強化、人工衛星の解析技術を活用した監視システムによる監視の高度化等によって不法投棄の未然防止に取り組んでいく。

※ 環境省公表の最新の一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和4年度実績）により集計。

一般廃棄物の排出量の推移



産業廃棄物の排出量の推移



※5年毎に行う「産業廃棄物処理実態調査」の結果を基に算定
令和4年度の値は補完調査により算定したもの

○ 電子マニフェストの普及

本県では、デジタル技術を活用した資源循環の促進に向けて、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の電子化を進めており、令和5年度普及率は65.7%で令和5年度目標を概ね達成している。

今後は令和7年度目標の普及率80%達成に向けて、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者における普及拡大に取り組み、廃棄物トレーサビリティの強化を推進していく。

【主な目標指標の達成状況】

指標項目(内容)	単位	基準年度値	現状値(R5)	目標値(R7)	目安	指標達成率	進捗状況
一般廃棄物排出量	万t	92.9 (H30)	87.5 (R4)	89.1	90.7	103.5%	目標どおり達成
一般廃棄物最終処分率	%	12.7 (H30)	10.3 (R4)	12.2	12.4	116.9%	目標どおり達成
産業廃棄物排出量	万t	1,465 (H30)	1,341 (R4)	1,453	1,458	108.0%	目標どおり達成
産業廃棄物の不法投棄件数 (投棄量10t以上)	件	2.6 (H27～R1平均)	0	2	2.2	200.0%	目標以上達成
電子マニフェスト普及率	%	51.5 (H30)	65.7	80.0	71.9	91.4%	概ね達成

(3) 地域環境の保全 (P51～)

○ 大気汚染物質等の環境基準達成状況

県内 37 局の大気測定局における、令和 5 年度の測定では、二酸化窒素などの大気汚染物質は、光化学オキシダントを除き、全ての測定局において環境基準に適合するなど、ばい煙を発生する事業場への立入検査等の監視・指導等により、大気汚染物質指標の目標を全て達成しており、良好な大気環境が確保されている状況である。

○ 公共用水域等の環境基準達成状況等

本県では、河川 82 水域、海域 14 水域、湖沼 8 水域の公共用水域及び地下水において水質汚染状況を常時監視している。令和 5 年度の測定では、人の健康の保護に係る有害物質については、測定した 146 地点のうち 1 地点で 1 項目（ふっ素）の環境基準が少雨による渇水の影響で河川流量が減少したこと等により未達成であったが、概ね健全な水質環境が維持されている状況である。

一方で、海域 COD 項目の環境基準達成率について、令和 4 年度と比較して達成率が上昇したものの、令和 5 年度目標は未達成となった。要因としては、県西部及び東部海域の水域における陸域（河川、工場、事業場等）や外海からの有機物の流入、内部生産等による上昇が考えられる。

また、有機フッ素化合物（PFAS）の一種である PFOS 等が、河川等で、暫定的な目標値を超過したことから、関係市と連携し、曝露防止の取組や継続的な監視調査を行うとともに、国に対し、米軍関連施設に関する情報の公表及び必要な対応を米軍に求めること等を要望した。

引き続き、工場・事業場等からの排水等について監視・指導を実施するとともに、公共用水域や地下水の水質及び底質の状況を把握するほか、PFAS については、関係市と連携し対応する。

○ プラスチックごみの海洋流出防止対策

令和 5 年度に実施した県内海岸漂着物実態調査によると、県内海岸に漂着する約 13 t のごみのうち、3 品目（ペットボトル、プラスチックボトル、レジ袋）の占める量は 2.7 t であり、令和 7 年度目標を上回るペースで減少している。

引き続き、2050 年までに新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量をゼロにする「2050 輝く GREEN SEA 瀬戸内ひろしま宣言」の実現に向け、「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム（略称「GSHIP（ジーシップ）」）」において、参画企業等と連携した、ワンウェイプラスチックの削減やプラスチックの資源循環の拡大、高度化に向けたモデル事業の実施及び屋外回収拠点の多様化による流出防止モデル事業の実施など、海洋プラスチックごみ対策に取り組んでいく。

【主な目標指標の達成状況】

指標項目 (環境基準達成率)		単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R5)	目標値 (R7)	目安	指標達成率	進捗状況	
大気	二酸化窒素	%	100	100	100	100	100%	目標どおり達成	
	浮遊粒子状物質		100	100	100	100	100%	目標どおり達成	
河川BOD	92.7		92.7	環境基準の 達成率の向上を図る	92.7	100%	目標どおり達成		
海域COD	42.9		35.7		42.9	83.2%	未達成		
海域全窒素	88.9		88.9		88.9	100%	目標どおり達成		
海域全りん	100		100	100	100	100%	目標どおり達成		
地下水	81.6		89.4	環境基準の 達成率の向上を図る	81.6	109.6%	目標どおり達成		
重金属等有害物質	100		99.9	100	100	99.9%	概ね達成		
ダイオキシン類環境基準達成率 (大気・公共用水域・土壌)				100	100	100	100	100%	目標どおり達成
3品目(ペットボトル、プラスチックボトル、レジ袋)の海岸漂着物量			t	8.4	2.7	7.9	8.0	166.3%	目標以上達成

(4) 自然環境と生物多様性の保全（P91～）

○ 自然資源の持続可能な利用

自然公園では、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、県民が自然とふれ合う場として適正な利用を推進している。

自然公園利用者数は、令和3年度以降回復傾向にあるものの、レジャーの多様化や人口減少などの状況変化に加え、自然公園利用者の約半数を占める宮島などの県内の主要観光地における利用者数が、新型コロナの5類移行を受けても完全に回復していないことから、昨年の実績は8,289千人と目標の86%となっている。

引き続き、自然とふれ合う場として、安全で快適な自然公園や野外レクリエーション施設を運営し、県民の皆様の利用促進や、自然環境保全や野生生物保護への理解を深めていく。

自然公園等の利用者数

(単位：千人)

区 分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
国 立 公 園	8,032	7,089	7,367	3,524	3,062	4,286	6,324
国 定 公 園	995	918	870	595	619	649	694
県 立 自 然 公 園	521	357	423	426	408	417	406
その他野外レクリエーション施設※	1,062	952	981	677	847	1,003	866
合 計	10,610	9,316	9,641	5,222	4,936	6,353	8,289

※ その他野外レクリエーション施設：県民の森、もみのき森林公園、県民の浜、中央森林公園、中国自然歩道、県自然歩道

○ 生態系の健全な維持管理

県内に生息する1万6千種を超える野生生物のうち、絶滅のおそれのある希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行うため、レッドリスト（絶滅のおそれの程度に応じて設定したカテゴリーに分類評価したリスト）に選定した種について取りまとめた「レッドデータブック」を令和4年3月に改定した。

引き続き、生物多様性保全の重要性への理解促進と、多様な主体の参画による保全活動を推進する。

絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（令和3年度）

分類群	県内 種数	カテゴリー別種数					選定 種数
		絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足等	
種子植物・シダ植物	2,928	4	111	153	151	38	457
コケ植物	719	0	37	9	5	3	54
藻類	1,258	0	1	2	13	16	32
地衣植物	382	1	3	5	7	0	16
菌類	700	0	7	9	26	0	42
海藻類	約200	0	3	1	1	5	10
哺乳類	43	2	7	5	8	1	23
鳥類	302	1	6	9	17	14	47
爬虫類	16	0	0	1	4	0	5
両生類	19	0	1	8	4	1	14
魚類	548	2	9	9	21	16	57
昆虫類	8,318	15	43	48	89	36	231
貝類	708	16	40	25	22	27	130
その他無脊椎動物	412	0	4	4	21	14	43
合計	16,553	41	272	288	389	171	1,161

【主な目標指標の達成状況】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R5)	目標値 (R7)	目安	指標達成率	進捗状況
自然公園利用者数	千人	9,642	8,289	基準年度値 より増加	9,642	86.0%	未達成

(5) 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」(P104～)

○ 環境学習・環境活動の推進

県では、県民の自主的な環境保全活動を促進し参加機会の拡大を図るため、各地で行われている取組に関する情報提供や、地域で緑化活動や美化活動などを行っている団体等の活動支援、環境学習講師の派遣など、環境保全活動の拡大に向けた支援を行っている。

環境学習講師派遣学習会の受講者数については、令和5年度目標を上回るペースで達成しており、今後も、環境保全に係る学習機会を増やすように情報発信を続けていく。

○ 環境配慮の仕組みづくり

環境問題に関心の深い企業や団体、行政などが連携して環境にやさしい地域づくりを協働して進めることなどを目的として設立されたひろしま地球環境フォーラム等と連携して、講演会やセミナー等を行っている。

目標指標の達成状況については、「ひろしま地球環境フォーラム会員のうち、SDG s と関連付けて事業活動を行っている事業者の割合」「環境経営やSDG s に関するセミナー等受講事業者数」ともに目標を達成しており、引き続き事業者に対して、環境経営やSDG s についての情報発信を行い、連携して環境に配慮した取組を促進する。

【主な目標指標の達成状況】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R5)	目標値 (R7)	目安	指標達成率	進捗状況
環境学習講師派遣学習会の 受講者数	人	113 (R2)	640	700	465.2	137.6%	目標以上 達成
ひろしま地球環境フォー ラム会員のうち、SDG s と 関連付けて事業活動を行 っている事業者の割合	%	29.7	63.5	75	59.9	106.0%	目標どおり 達成
環境経営や SDG s に関する セミナー等受講事業者数	人	65 (R2)	123	80	74	166.2%	目標以上 達成

令和6（2024）年版

環 境 白 書

《環境に関する年次報告》



広 島 県

環境白書の刊行に当たって

広島県知事 湯 崎 英 彦



私たちが住む広島県は、南に瀬戸内海が多島美、北に雄大な中国山地を有しており、美しく豊かな自然環境に恵まれています。

本県では、この恵み豊かな環境を将来にわたって守り育てるため、「第5次広島県環境基本計画」(計画期間: 令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)を策定し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の仕組みの構築を目指して、取組を進めているところです。

近年、地球温暖化に伴う猛暑や豪雨等の異常気象の増加により、世界各地で様々な気象災害が見られる中、2023年は、世界の年平均気温が観測史上最高となり、グテーレス国連事務総長も「地球沸騰化の時代が到来した」と表明しています。

また、海洋プラスチックごみによる環境汚染への懸念も高まっており、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、国内外で様々な問題が引き起こされています。

本県においても、地球温暖化対策については、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」に向けて、LED照明等の省エネ家電への買い替え促進や中小企業等における省エネ設備の導入促進といった省エネ対策の推進や、太陽光や小水力発電などの再エネ導入の促進策に取り組んでいるところです。

また、海洋プラスチックごみ対策については、2050年までに瀬戸内海に新たに流出するプラスチックごみゼロを目指すため、令和3月6月に設立し、現在、130を超える企業・団体が参画している「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム(GSHIP)」において、代替素材商品の普及促進やリユース等によるプラスチックの使用量削減、屋外回収拠点の多様化による流出防止対策等、県民及び事業者をはじめとする多様な主体と連携しながら、取組を進めているところです。

この白書では、「第5次広島県環境基本計画」の体系に沿って、本県の環境の現状と課題及びこれらに対する取組などを幅広く掲載しています。

本書が、県民や事業者の皆様の環境に関する理解を深め、考え、そして行動につなげるための一助となることを願っております。

令和6(2024)年9月

目 次

第1部 広島県の環境政策

- 1 環境問題の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 環境政策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2部 環境の現状と県の取組

第1章 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

- 第1節 省エネルギー対策等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進・・・・・・・・・・ 5
 - 2 その他温室効果ガス削減対策の推進・・・・・・・・・・ 16
- 第2節 再生可能エネルギーの導入促進・・・・・・・・・・ 17
- 第3節 カーボンサイクルの推進・・・・・・・・・・ 21
 - 1 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進・・ 21
 - 2 森林吸収源対策の推進・・・・・・・・・・ 22
- 第4節 気候変動を見据えた適応策の推進・・・・・・・・・・ 26

第2章 循環型社会の実現

- 第1節 資源循環サイクルを拡大させた社会づくり・・・・・・・・ 31
 - 1 一般廃棄物の徹底的な資源循環・・・・・・・・・・ 33
 - 2 産業廃棄物の徹底的な資源循環・・・・・・・・・・ 36
- 第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり・・ 40
 - 1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理・・・・・・・・・・ 42
 - 2 産業廃棄物の適正処理・・・・・・・・・・ 44
 - 3 廃棄物不法投棄防止対策・・・・・・・・・・ 46

第3章 地域環境の保全

- 第1節 良好な大気環境の確保・・・・・・・・・・ 51
 - 1 大気質の保全・・・・・・・・・・ 51
 - 2 騒音・振動、悪臭の防止・・・・・・・・・・ 55
- 第2節 健全な水環境の保全・管理・・・・・・・・・・ 60
- 第3節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全・・ 71
- 第4節 プラスチックごみの海洋流出防止対策・・・・・・・・・・ 77
- 第5節 地域環境の維持・向上・・・・・・・・・・ 82
 - 1 総合的な環境保全対策の推進・・・・・・・・・・ 82
 - 2 身近な緑地環境等と優れた景観の保全・創造・・ 85

第4章 自然環境と生物多様性の保全

- 第1節 自然資源の持続可能な利用・・・・・・・・・・ 91
- 第2節 生態系の健全な維持管理・・・・・・・・・・ 99

第5章 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

- 第1節 環境学習・自主的な環境活動等の推進・・・・・・・・・・ 104
- 第2節 環境関連産業の振興・・・・・・・・・・ 112
 - 1 環境・エネルギー関連産業の育成・・・・・・・・・・ 112
- 第3節 環境配慮の仕組みづくり・・・・・・・・・・ 115
 - 1 事業者等による環境に配慮した取組の推進・・ 115
 - 2 県自らの率先行動・・・・・・・・・・ 120

- 付1 第5次環境基本計画における指標及びその進捗状況・・・・・・・・ 125
- 付2 環境関連事業費・・・・・・・・・・ 132
- 付3 県・市町の環境行政組織・・・・・・・・・・ 133
- 環境用語索引・・・・・・・・・・ 136

- コラム ●自家消費型太陽光発電設備の設置について・・・・・・・・ 20
- コラム ●気候変動への適応の取組・・・・・・・・・・ 30
- コラム ●食品ロス削減の取組について・・・・・・・・・・ 39
- コラム ●人工衛星（SAR 衛星）による不法投棄等の早期発見に向けた新たな監視方法の構築・・ 50
- コラム ●GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォームについて・・ 81
- コラム ●もみのき森林公園のリニューアルオープンについて・・・・・・・・ 98
- コラム ●広島県グリーンボンドの発行について・・・・・・・・・・ 110

※本書及び「広島県環境データ集」は、広島県環境情報サイト「エコひろしま」に掲載しています。

（アドレス：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>）

※表紙絵：令和5年度環境と健康のポスター・標語コンクール（環境部門）広島県知事賞（ポスター）
… P107 に紹介

第 1 部
広島県の環境政策

決定され、熱中症による死亡者数（5年移動平均死亡者数）を現状から半減することを中期的な目標（2030年）として位置付けられるとともに、関係府省庁における対策の強化が盛り込まれました。

『循環型社会の推進』

国では、循環型社会の構築に向け、平成12年6月、その基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定され、さらに、個別のリサイクルを進めるため、リサイクル関係各法^{※1}の制定・改正が行われてきました。令和3年6月には、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため「プラスチック資源循環促進法」が制定され、リサイクルを推進する体制が整備されています。

また、「廃棄物処理法」の改正により規制が強化されており、有害物質の対策として、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「PCB廃棄物特別措置法」が制定されています。浄化槽については、単独浄化槽の転換と浄化槽の管理の向上のための「浄化槽法」の改正が行われています。

『地域環境の保全』

マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみが世界的な課題となっており、令和元年6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が、日本の提案により採択されました。また、令和5年5月に開催されたG7広島サミットでは、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の目標の10年前倒しとなる、「2040年までに追加的な汚染をゼロに削減する野心を持って、プラスチック汚染を終わらせること」への合意が、首脳コミュニケの中で示されたところです。

その他、アスベスト対策及び事業者の自主的な公害防止の取組促進のための「大気汚染防止法」等の改正や、「水銀に関する水俣条約」の担保措置として「水銀汚染防止法」の制定及び「大気汚染防止法」の改正、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するための「水質汚濁防止法」の改正、機器廃棄時のフロン類の回収率向上のための「フロン排出抑制法」の改正、瀬戸内海などの閉鎖性海域を対象とした水質総量規制が実施されています。

『自然環境と生物多様性の保全』

生物多様性の保全については、損なわれた生態系や自然環境の回復を目的とした「自然再生推進法」、生物多様性の確保に寄与することが盛り込まれた「自然公園法」や「自然環境保全法」、外来種による生態系等の被害を防ぐための「外来生物法」、生物の多様性を守るための「生物多様性基本法」のほか、鳥獣の保護・管理を進め、生物多様性と生活環境などとの調和を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」などが制定・改正されています。

『環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり』

持続可能な社会を構築するための基盤として、「環境教育等促進法」に基づき、従来の体験学習を中心とした環境教育に加え、幅広い実践的人材づくりへと発展させるための施策が行われています。

※1 リサイクル関係各法：容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）、食品リサイクル法（食品循環資源の再利用等の促進に関する法律）、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）、小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

※2 マイクロプラスチック：一般に5mm以下の微細なプラスチック類

■ 環境にやさしい広島づくりと次代への継承

これらの問題は、対策を講じないまま放置すれば、問題がさらに深刻化するとともに、解決が一層困難となり、ひいては人類の生存基盤を脅かすことになります。

■ 環境政策の新たな展開

こうした取組の一つとして、本県では経済的手法を導入することとし、平成 15 年度に「産業廃棄物埋立税」を、平成 19 年度には「森づくり県民税」を導入し、その税収をリサイクル関連施策や温暖化防止対策の一つである森林整備等に充てています。

さらに、令和２年度には本県の環境政策の基盤となる「第５次環境基本計画」（Ｒ３～Ｒ７年度）、「第５次廃棄物処理計画」（Ｒ３～Ｒ７年度）及び「第３次地球温暖化防止地域計画」（Ｒ３～Ｒ１２年度）を策定、令和４年度には、「第３次地球温暖化防止地域計画」を一部改定（Ｒ５～Ｒ１２年度）したほか、地球温暖化対策については「みんなで挑戦 未来につながる ２０５０ ひろしまネット・ゼロカーボン宣言」、海洋プラスチックごみ削減対策については「２０５０ 輝く GREEN SEA 瀬戸内ひろしま宣言」を表明するなど、県民・事業者・行政のすべての主体が協働して、環境基本計画の基本理念である「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」の実現に向けた、様々な取組を行っています。

■ 今後の取組

3

環境行政の変遷

年 代	経済状況	時代のキーワード	GDP 経済成長率	環境問題 の推移	国の環境行政の変遷					広島県の環境行政の変遷	【社会経済システム】
					環境保全	自然との共生	廃棄物・リサイクル	地球環境保全	有害化学物質等		
1965 (S40)	神武景気 岩戸景気 初全総	経済的自立 完全雇用 所得倍増 公害問題	33兆円 15.4%	産業公害		自然公園法 (S32)	化製場法 (S23)			県立自然公園条例 (S34.10公布・S34.11施行)	意識・システム改革
	いざなぎ景気				公害対策基本法 (S42)⇒廃止 (H5) 大気汚染防止法 (S43) 騒音規制法 (S43) 水質汚濁防止法 (S45) 公害罪法 (S45) 公害紛争処理法 (S45) 悪臭防止法 (S46) 公害防止組織整備法 (S46) 公害健康被害補償法 (S48)	公害防止事業費事業者負担法 (S45) 公害財特法 (H46) 自然環境保全法 (S47) 瀬戸内海環境保全臨時措置法 (S48)	廃棄物処理法 (H45) 海洋汚染防止法 (H45)		PCB問題	公害防止条例 (S44制定、S46全部改正)⇒廃止 (H15) 公害紛争処理条例 (S45.10公布・H45.11施行) 自然環境保全条例 (S47.12公布・S48.4施行)	
1975 (S50)	新全総 日本列島改造 第1次石油ショック	均衡ある日本建設 国民福祉の充実 環境庁発足 国際協調の推進	148兆円 9.0%		振動規制法 (S51)	瀬戸内海環境保全特別措置法 (S53) 瀬戸内海環境保全基本計画 (S53)	合特法 (S50)			自然公園施設設置管理条例 (S51.3公布・S51.4施行) 自然海浜保全条例 (S55.3公布・S55.5施行) 第1次水質総量削減計画 (S55.3) 瀬戸内海環境保全県計画 (S56.7) 化製場法施行条例 (S59.6公布・S59.10施行)	
1985 (S60)	3全総 第2次石油ショック 相次ぐ経済対策	安定成長への移行 国民生活の質的向上	320兆円 6.3%	都市生活型公害	湖沼水質保全特措法 (S59)			浄化槽法 (S58)		浄化槽保守点検業者登録条例 (S60.7公布・S60.10施行) 環境保全基金条例 (H2.3公布・施行) みどり景観基金条例 (H3.3公布・H3.4施行) ふるさと広島景観保全創造条例 (H3.3公布・施行) 野生生物種保護条例 (H6.3公布・H7.1施行) 環境審議会条例 (H6.7公布・H6.8施行) 環境基本条例 (H7.3公布・施行)	
1995 (S60)	ブラザ合意 4全総 消費税(3%)導入 バブル崩壊 相次ぐ経済対策	多極分散 豊かさ実感 安心できる社会 地球サミット			自動車NOX特措法 (H4)	野生生物種保存法 (H4)	資源有効利用促進法 (H3) 有害廃棄物輸出入規制法 (H4)	オゾン層保護法 (S63)		野生生物種保護条例 (H6.3公布・H7.1施行) 環境審議会条例 (H6.7公布・H6.8施行) 環境基本条例 (H7.3公布・施行)	
1995 (H7)		阪神・淡路大震災 携帯電話普及 規制緩和 ナホトカ号重油流出事故 温暖化防止京都会議 環境ホルモン	456兆円 2.7%		環 境 基 本 法 (H5.11公布・施行)					被災建築物のアスベスト問題 大気汚染防止法改正 (H8) 有害大気汚染物質対策 ダイオキシン類対策 環境ホルモン調査 PRTR法 (H11) ダイオキシン類対策特措法 (H11)	
2000 (H12)	消費税率5% 5全総 相次ぐ経済対策	世界人口60億人突破 中央省庁再編 携帯電話普及 規制緩和 ナホトカ号重油流出事故 温暖化防止京都会議 環境ホルモン	475兆円 2.0%	地球環境問題	第1次環境基本計画 (H6)		容器包装リサイクル法 (H7)	酸性雨問題 京都議定書採択 (H9)	被災建築物のアスベスト問題 大気汚染防止法改正 (H8) 有害大気汚染物質対策 ダイオキシン類対策 環境ホルモン調査 PRTR法 (H11) ダイオキシン類対策特措法 (H11)	不法投棄/パトロール・110番 第1次環境基本計画 (H9.3) 海砂採取禁止 (H10.2) 一般廃棄物広域処理計画 (H10.7) 環境影響評価条例 (H10.10公布・H11.6施行) びんごエコタウン構想 (H12.3) 第1次地球温暖化対策実行計画 (H12.3) 瀬戸内海環境保全・創造プラン (H13.3)	
2005 (H17)	物価下落継続 日本郵政公社発足	米国同時多発テロ 就職氷河期	504兆円 1.9%		第2次環境基本計画 (H12)	瀬戸内海環境保全基本計画改定 (H12)	グリーン購入法 (H12) 食品リサイクル法 (H12) 建設リサイクル法 (H12) 循環型社会形成推進基本法 (H12) 自動車リサイクル法 (H14)	フロム回収破壊法 (H13) RPS法 (H14)	PCB廃棄物特別措置法 (H13)	びんごエコタウン実行計画 (H14.3) 瀬戸内海環境保全県計画改定 (H14.7) 産業廃棄物埋立税条例 (H14.7公布・H15.4施行) 産業廃棄物抑制基金条例 (H15.3公布・H15.4施行) 第2次環境基本計画 (H15.3) 第1次廃棄物処理計画 (H15.3) 生活環境保全条例 (H15.10公布・施行) 地球温暖化防止地域計画 (H16.3) RDF発電事業 (福山リサイクル発電施設) 操業開始 (H16.4) 第2次地球温暖化対策実行計画 (H17.3) 地域新エネルギービジョン (H17.3) 環境学習推進実施計画 (H17.3) ひろしまの森づくり県民税条例 (H18.12公布・H19.4施行) 第6次水質総量削減計画 (H19.6) 産業廃棄物埋立税条例改正 (H19.10公布・H20.3施行) 第2次廃棄物処理計画 (H19.12) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 (H20.3) 瀬戸内海環境保全県計画改定 (H20.6)	
2010 (H22)	消費税率8%	少子高齢化 人口減少 北海道洞爺湖サミット リーマンショック	513兆円 3.5%		第3次環境基本計画 (H18) 大気汚染防止法改正 (H18)	自然再生推進法 (H14) 鳥獣保護法 (H14、全部改正) 外来生物法 (H16) 景観法 (H16)	容器包装リサイクル法改正 (H18) 食品リサイクル法改正 (H19)	京都議定書第一約束期間 (H20～24) 地球温暖化対策推進法改正 (H20) 低炭素社会づくり行動計画 (H20) 地球温暖化対策の中期目標発表表 (H21)	アスベスト問題 大気汚染防止法改正 (H18)	第6次水質総量削減計画 (H19.6) 産業廃棄物埋立税条例改正 (H19.10公布・H20.3施行) 第2次廃棄物処理計画 (H19.12) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 (H20.3) 瀬戸内海環境保全県計画改定 (H20.6)	
2015 (H27)	アベノミクス 消費税率10%	東日本大震災 福島第1原子力発電所事故 消費税率8%	529兆円 0.8%	資源循環・廃棄物問題 有害化学物質問題	大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正 (H22) 環境教育促進法 (H23) 水質汚濁防止法改正 (H23) 第4次環境基本計画 (H24) PM2.5社会問題化 水循環基本法 (H26) 持続可能な開発のための2030アジェンダ (H27) 大気汚染防止法改正 (H27) 土壌汚染対策法改正 (H29) 第5次環境基本計画 (H30) 大気汚染防止法改正 (R2) 瀬戸内海環境保全特別措置法改正 (R3) 瀬戸内海環境保全基本計画変更 (R4)	自然公園法・自然環境保全法改正 (H22) 環境影響評価法改正 (H23)	放射性物質汚染対処特措法 (H23) 小型家電リサイクル法 (H24)	地球温暖化対策推進法改正 (H25) フロム排出抑制法改正 (H25)	大気汚染防止法改正 (H25)	自然公園条例・自然環境保全条例改正 (H22.3公布・H22.10施行) 第3次環境基本計画 (H23.3) 第2次地球温暖化防止地域計画 (H23.3) 第3次廃棄物処理計画 (H23.3) 第7次水質総量削減計画 (H24.2) 産業廃棄物埋立税条例改正 (H24.10公布・H25.3施行) 生物多様性広島戦略 (H25.3) 第4次環境基本計画 (H28.3) 第4次廃棄物処理計画 (H28.3) 瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画変更 (H28.10) 第8次水質総量削減計画 (H29.6) 産業廃棄物埋立税条例改正 (H29.10公布・H30.4施行) 広島県災害廃棄物処理計画 (H30.3) 第5次環境基本計画 (R3.3) 第5次廃棄物処理計画 (R3.3)	
2024 (R6)		【今後の課題等】			PM2.5、オキシダント対策 持続可能な開発のための目標(SDGs)の達成	適切な鳥獣の保護・管理 生物多様性保全 国立公園の活用	循環型社会と低炭素社会の一体的実現 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	CO2削減 再生可能エネルギーの導入促進 地球温暖化適応策の検討 プラスチックごみの海洋流出防止対策	保管PCBの処理 アスベスト対策	第3次地球温暖化防止地域計画 (R3.3) 第9次水質総量削減計画 (R4.10) 第3次地球温暖化防止地域計画 (R3.3)(R5.3一部改定)	

大量生産・大量消費・大量廃棄型社会

意識・システム改革

資源エネルギー循環・地球環境重視型社会

第2部

環境の現状と県の取組

<注釈>

※ 各指標には、進捗状況を把握するため、目標に対する達成率を記載している。
達成率は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した「目安」と「現状値」の比で記載。

※ 原則として、指標の進捗状況は次の達成率により記載している。

達成率 120%以上	目標以上達成
達成率 100～120%	目標どおり達成
達成率 90～100%	概ね達成
達成率 90%未満	未達成

第1章 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

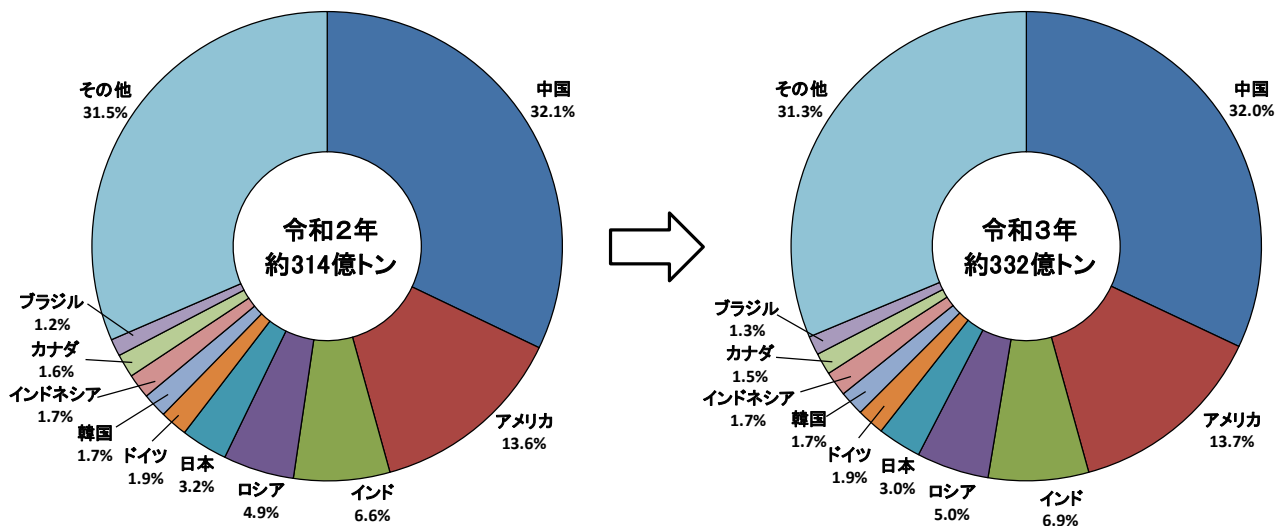
第1節 省エネルギー対策等の推進

1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進

【現状と課題】

(1) 世界の二酸化炭素等排出状況

世界各国における令和3年の二酸化炭素等温室効果ガス¹の排出量は、年間約332億トンで、令和2年と比較して、約18億トン増加しました。日本の排出量は、中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで世界第5位です。



図表 1-1-1 世界各国の温室効果ガス排出量割合（二酸化炭素換算）

出典：エネルギー・経済統計要覧

(2) 我が国及び県内の二酸化炭素排出状況

本県の令和2年度の二酸化炭素排出量は、第3次広島県地球温暖化防止地域計画の基準年度である平成25年度に比べて24.0%減少、令和元年度に比べて11.9%減少しています。

令和2年度の部門別の状況を見ると、産業部門からの排出量は3,191万トンで、県全体の73.2%と、最も大きな割合を占めるとともに、国全体の割合（46.0%）と比較しても、排出割合が高いのが特徴です。

¹ 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間（2013～2020年）から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

運輸部門からの排出量は515万トンで県全体の11.8%と二番目に大きな割合を占めています。

民生（家庭）部門からの排出量は414万トンで、県全体の9.5%を占めています。民生（家庭）部門の排出量は、世帯数や家電保有数の増加、家電の大型化等により取組が進みにくい側面があるため、家庭における省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入が一層必要となっています。

民生（業務）部門からの排出量は201万トンで、県全体の4.6%を占めています。

図表 1-1-2 二酸化炭素排出量と削減率（令和2年度）

区 分	H25 基準年度		R2 実績 ^{※2,3}		H25 からの削減率		県の削減目標 （目標年度：R7）
	国 （万 t）	県 （万 t）	国 （万 t）	県 （万 t）	国 （%）	県 （%）	
産 業 ^{※1}	61,886	4,094	47,980	3,191	▲ 22.5	▲ 22.1	H25 比 24%削減
運 輸	22,424	613	18,336	515	▲ 18.2	▲ 16.1	H25 比 16%削減
民生（家庭）	20,759	579	16,792	414	▲ 19.8	▲ 28.5	H25 比 41%削減
民生（業務）	23,727	405	18,145	201	▲ 22.7	▲ 50.5	H25 比 47%削減
廃 棄 物	2,990	45	2,982	41	▲ 0.3	▲ 8.2	H25 比 24%削減
合 計	131,787	5,736	104,235	4,361	▲ 20.9	▲ 24.0	H25 比 27%削減

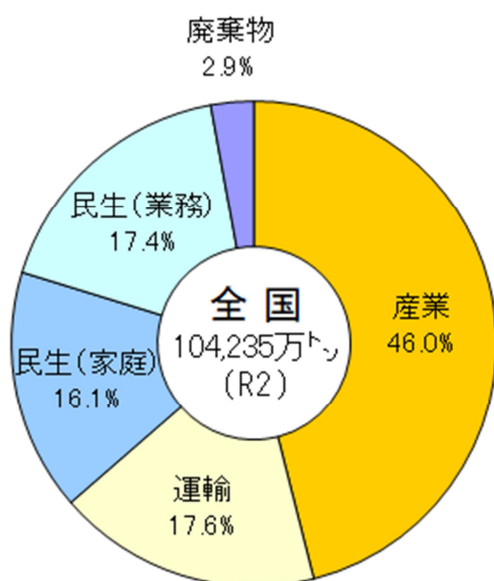
※1 産業にはエネルギー転換（発電施設等の自家消費）、工業プロセス（セメント生産など）を含む。

※2 令和2年度の県の二酸化炭素排出量は、中国電力（株）の実排出係数（0.531kg-CO₂/kWh）を用いて算出している。

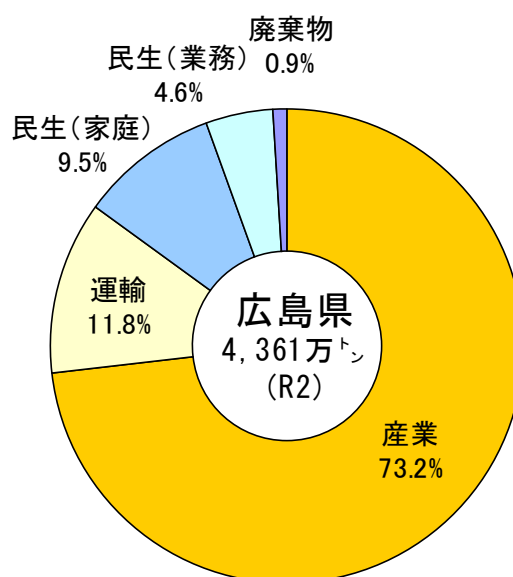
※3 令和2年度の国の二酸化炭素排出量は、環境省「日本の温室効果ガス排出量」（R6.4月）から引用している。

資料：県環境政策課

図表 1-1-3 全国と広島県の二酸化炭素排出量の部門別割合（令和2年度）



出典：環境省『日本の温室効果ガス排出量』



資料：県環境政策課

1 総合的・計画的な施策の推進

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R5）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	温室効果ガス排出量（県全体）	万 t-CO ₂	5,903 (H25)	4,572 (R2)	4,327 (R7)	4,984	108.3%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策の推進 [環境政策課]

2050年「ネット・ゼロカーボン社会」の実現に向けて、本県の地球温暖化対策に係る計画である「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策を推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】「広島県地球温暖化防止地域計画」の推進。

（2）広島県地球環境対策推進会議 [環境政策課]

本県の地球温暖化対策に県全体で取り組むため、「広島県地球環境対策推進会議」の体制を、知事をトップとする局横断組織として強化し、さらに推進会議の下に4つの部会（省エネ部会・再エネ部会・カーボンサイクル部会・県率先垂範部会）を設置しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】推進会議等の開催を通じて、「広島県地球温暖化防止地域計画」及び「広島県地球温暖化対策実行計画」に基づく施策の推進や進捗管理等を実施。

2 産業・民生（業務）部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R5）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量（産業）	万 t-CO ₂	4,094 (H25)	3,191 (R2)	3,100 (R7)	3,514	109.2%	目標どおり達成
環境政策課	二酸化炭素排出量（民生（業務））	万 t-CO ₂	405 (H25)	201 (R2)	215 (R7)	294	131.6%	目標以上達成
環境政策課	電力使用量（民生（業務））	TJ	17,076 (H25)	9,259 (R2)	11,779 (R7)	13,986	133.8%	目標以上達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 「温室効果ガス削減計画」策定・公表制度

ア 事業所の温室効果ガス削減に向けた取組促進 [環境政策課]

「生活環境保全条例」に基づき、県内の第1種²及び第2種³エネルギー管理指定工場に対し、温室効果ガス削減計画書と同計画書に基づいて実施した措置の状況（温室効果ガス削減実施状況報告書）の作成・公表及び県への提出を求めることで、事業者の自主的な取組をより一層促進し、事業活動に伴う温室効果ガス等の排出抑制を図っています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】県条例の「温室効果ガス削減計画書」策定・公表制度について、計画書の策定状況及び進捗状況を把握・公表し、事業者の自主的な地球温暖化防止に向けた取組を促進。

指標項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画書提出事業所数	182	176	202	219	223	222	213	212
報告書公表数	170	173	191	216	210	216	213	212

(2) 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(3) 中小企業省エネルギー普及啓発・導入支援事業

ア 制度周知等情報発信 [環境政策課]

【令和5年度実績・令和6年度内容】省エネ設備改修等を促進するため、業界団体等と連携したセミナーを3回開催した。令和6年度は、企業との共催など、発信効果の高い案件に絞って実施する。

イ 補助金活用支援 [環境政策課]

【令和5年度実績・令和6年度内容】企業等が行う省エネ設備改修における国補助金等の活用に向けた支援を行うため、相談会を7回開催した。令和6年度は、補助金に限らず省エネ支援制度のプログラムなど幅広くテーマを設定して実施する。

ウ 伴走型省エネ支援 [環境政策課]

【令和5年度実績・令和6年度内容】県内企業29社に対し、CO₂排出量の可視化及び設備投資計画書作成を支援した。令和6年度は、ニーズの高いCO₂排出量の可視化に重点を置いて実施する。

(4) カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業 [イノベーション推進チーム]

【令和5年度実績・令和6年度内容】専用ポータルサイトによる情報提供やイベントを通じた企業間交流の促進、脱炭素経営に資するコンサルティング支援を実施した。令和6年度はワークショップ等の実施による企業の課題抽出・解決策の検討・企業マッチングの支援及び、先進事例についてのモデル化創出に向けた実証を行う。

(5) 県の事務事業における率先行動の更なる推進

※ 関連事業：県地球温暖化対策実行計画の推進（P121）、太田川流域下水道事業（P122）、芦田川流域下水道事業（P122）

2 第1種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算3,000k1以上の工場・事業場

3 第2種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算1,500k1以上3,000k1未満の工場・事業場

(6) 水産業スマート化推進事業（海面漁業におけるデジタル技術の活用）

ア ICT漁獲技術の実証〔水産課〕

ICT漁獲技術導入によって生産性の向上を図るため、小型底びき網や小型定置網において操業の効率化に向けた手法を検討しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】

- ・底びき網漁業者グループ内での操業場所や漁獲量に関する情報の共有効果の検証
- ・ドローンボート搭載の魚群探知機により、定置網に漁獲されている魚の量を遠隔的に把握する試験

イ 技術習得支援〔水産課〕

デジタル技術を活用した漁獲技術習得の効率化を図るため、ICT漁獲技術により操業状況を見える化した操業研修に取り組んでいます。

【令和5年度実績・令和6年度内容】ベテランの漁業者が漁業経験の浅い漁業者と操業場所や漁獲量を共有しながら指導する研修。

3 運輸部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R5)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量（運輸）	万 t-CO ₂	613 (H25)	515 (R2)	518 (R7)	558	107.7%	目標どおり達成
環境政策課	次世代自動車導入割合 ⁴	%	17.8 (H30)	24.6 (R4)	31 (R7)	25.0	98.4%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 「自動車使用合理化計画」⁵策定・公表制度の運用

ア 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度〔環境保全課〕

「生活環境保全条例」に基づき、50台以上使用する事業者に対し、自動車使用合理化計画書と同計画に基づいて実施した措置の状況の作成・公表及び県への提出を求め、事業者の主体的取組を促進するとともに、運輸部門における二酸化炭素排出量削減や大気汚染防止を図っています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】県条例の「自動車使用合理化計画」策定・公表制度について、計画書の策定状況及び進捗状況を把握するとともに、事業者の大気汚染防止に向けた取組を支援。令和5年度は77事業者が自動車使用合理化計画書及び実施状況報告書を提出し、県ホームページにて公表。

指標項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5
自動車使用合理化計画書 及び報告書提出事業者数	80	80	81	83	85	77

イ 駐車時のアイドリング・ストップ〔環境保全課〕

【令和5年度実績・令和6年度内容】駐車時のアイドリング・ストップについて、県ホームページにより広報。

4 次世代自動車：「低炭素社会づくり行動計画」（2008年7月閣議決定）において、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等とされている。運輸要覧（中国運輸局）により広島県における保有台数を計上した。

5 自動車使用合理化：自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。

ウ 駐車場管理者等の責務 [環境保全課]

【令和5年度実績・令和6年度内容】一定規模以上の駐車場を設置・管理する駐車場管理者等に対して、駐車時でのアイドリング・ストップの駐車場利用者への周知の実施について、県ホームページにより広報。

(2) 低炭素型交通体系の推進

ア 自動車交通量削減対策の推進

(ア) 都市交通円滑化の推進 [都市計画課]

広島都市圏の都市交通問題（渋滞、地球温暖化）を解決するため、パーク&ライド⁶を始めとした交通需要マネジメント⁷施策など都市交通円滑化施策を推進しています。

福山都市圏においては、ノーマイカー運動を主体とした取組に加え、中心部ループバスやレンタサイクル（bikebiz 施策）などの取組を実施しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】パーク&ライドの利用を促すため、駐車場情報を提供するホームページを運営するとともに、広報誌やイベント等における啓発活動やグッズ等の作成を実施。

イ 交通流円滑化のための基盤整備の推進

(ア) 環状道路・バイパスの整備 [道路企画課、道路整備課]

自動車交通が適切に分散され、渋滞が緩和・解消されるよう、環状道路やバイパスの整備を推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】広島高速道路等（広島都市圏）、その他のバイパス等を整備。

(イ) 街路事業 [都市環境整備課]

道路交通の円滑化を図るため、路上工事の縮減に留意しつつ、道路の新設・拡幅、立体交差化、交差点改良等の道路構造の改善を推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】令和5年度は、栗柄広谷線外13路線の整備を推進。令和6年度は、栗柄広谷線外12路線の整備を推進。

(ウ) 交通管制システムの高度化 [交通規制課]

a 信号制御の高度化

自動車交通の円滑化を図るため、交通流や交通量に応じたきめ細かな信号制御を推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】交通渋滞・混雑が著しい広島市、福山市、東広島市及び呉市において集中制御機及び車両感知器を更新し、より適正な信号制御を推進。

b 道路交通情報等の充実

交通の分散化を図るため、光ビーコン⁸や交通情報板等の効果的な運用により、ドライバーに対して所要時間情報や渋滞情報、規制情報などの道路交通情報をタイムリーに提供しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】交通の分散による車両の流れの円滑化を図るため、交通情報板、光ビーコン等による渋滞情報、規制情報等の積極的な広報を推進。

6 パーク&ライド：都心の外周部や都市周辺部の駐車場に自動車等を止め、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

7 交通需要マネジメント：自動車の効率的利用や、公共交通への利用転換、時間や経路の変更などを進めることにより、交通渋滞の緩和を図り、環境の改善や地域の活性化を目指す取組。

8 光ビーコン：光(目には見えない近赤外線)を用いて車載機との双方向通信を行うもの。車両の存在を感知する車両感知器としての機能も持っている。

エ 公共交通機関の利用促進 [公共交通政策課]**(ア) 公共ネットワーク情報提供・移動活発化推進事業**

多様な公共交通機関の乗換を総合的かつ高度にシームレス化することにより、公共交通機関の利便性・速達性を向上させて、公共交通機関の利用促進による地域の活性化を図っています。

【令和5年度実績】令和5年度は、交通事業者へ公共交通の利用促進に向けたイベントのマニュアルを普及展開。

【令和6年度内容】令和5年度で本事業は終了し、令和6年度は、公共交通の利用促進については、「広島県地域公共交通ビジョン推進事業」に移行して市町や交通事業者と共に利用促進案の検討を実施。

(イ) 地域公共交通維持確保事業（LRT システム整備事業）

【令和5年度実績・令和6年度内容】「広島都市圏 LRT 整備計画」に基づく広域的な鉄道路線への低床式路面電車の導入を促進。

(3) 物流の効率化等**ア 港湾物流の効率化** [港湾漁港整備課]

広島港国際コンテナターミナルの直背後に倉庫用地等を確保し、コンテナ貨物の陸上輸送距離を縮減させることにより物流の効率化を図っています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】臨海土地造成事業の推進。

イ カーボンニュートラルポート（CNP）の形成（公共事業） [港湾漁港整備課]

港湾やその周辺の地域の脱炭素化を目指すため、港湾脱炭素化推進計画の策定に向けた取組を推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】港湾脱炭素化推進計画の策定。

(4) 低公害車等の導入拡大**ア 完全自立型 EV シェアリングステーションの実証事業** [環境政策課]

誰もがEVを利用しやすい環境の創出や、移動できるEVのメリットを活かした災害時の電源確保など、ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】令和4年4月から、広島県立広島産業会館（広島市南区）に電力系統から分離・独立したソーラーカーポートを設置するとともに、再生可能エネルギーを使用したEVを県、民間事業者等により共同利用し、課題等の検証を実施。

イ EV バス導入支援 [公共交通政策課]

交通事業者がEVバスを導入する際に必要な費用の一部を補助し、導入したEVバスの運行実績を県内のバス事業者に効果的に情報共有を行うことで、県内の交通のグリーン・トランスフォーメーションを推進します。

【令和5年度実績】EVバス車両、充電設備等の導入設備費用の一部の補助を実施。

【令和6年度内容】導入したEVバスの運行実績を県内のバス事業者に効果的に情報共有。

(5) エコドライブ等の普及

ア 生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進 [環境保全課]

「生活環境保全条例」に基づく「県自動車使用合理化計画」を定め、県公用車の自動車使用合理化や低公害車の導入等を図るとともに、環境に配慮した運転等を推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】自動車合理化計画による低公害車の導入促進及び県ホームページによる広報、「県自動車使用合理化計画」の改定（令和5年度）。

イ 燃費向上に資する環境（省エネ）対策支援 [公共交通政策課]

交通事業者（バス、旅客船、タクシー）が実施する燃費向上に資する環境（省エネ）対策に必要な費用の一部の補助を実施しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】令和5年度は、エコタイヤ導入、デジタル運行記録の導入及びその解析結果をもとにしたエコドライブ指導、低燃費型船底塗料導入などに対する費用の一部の補助等を実施。令和6年度についても、継続した支援を実施。

(6) 県自らの電動車の率先導入

※ 関連事業：県地球温暖化対策実行計画の推進（P121）

4 民生（家庭）部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R5)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量 (民生（家庭）)	万 t-CO ₂	579 (H25)	414 (R2)	344 (R7)	442	106.3%	目標どおり達成
環境政策課	電力使用量（家庭）	TJ	23,711 (H25)	21,327 (R2)	19,474 (R7)	21,239	99.6%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 低炭素型まちづくり、建築物の省エネ性能向上の促進

ア 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物の普及 [建築課]

二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物を「低炭素建築物」と定義し、市街化区域等内で新築等を行う場合、一定の基準に適合する建築計画について認定制度を設け、認定建築物を普及・啓発することで、都市の低炭素化の促進を図っています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】県ホームページ等による広報を実施。令和5年度は、低炭素建築物の認定件数 201 件。

イ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく省エネ建築物の普及 [建築課]

①大規模非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置及び②省エネ基準適合認定建築物の表示制度又は誘導基準に適合した性能向上計画認定建築物の容積率特例の誘導措置を講じることにより、建築物の省エネ性能の向上を図っています。

9 エコドライブ：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐停車時に原動機を停止する（アイドリング・ストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えるにすることが挙げられる。

【令和5年度実績・令和6年度内容】県ホームページ等による広報を実施。令和5年度は、省エネ基準適合義務付け建物に係る届け出件数416件、性能向上計画認定建築物の申請件数105件。

ウ スマートハウス等の普及・啓発 [環境政策課]

太陽光発電や蓄電池などを有効活用し、空調等のエネルギー効率が高いスマートハウス等省エネ住宅の普及啓発を行います。

【令和5年度実績・令和6年度内容】スマートハウス等を導入するメリットや国の補助事業に係る情報を整理し、セミナーやイベント等による普及啓発を実施した。令和6年度は、既存住宅の多くが省エネ基準を満たしていないことから、断熱改修の推進を図るためのセミナー等を実施する。

(2) 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(3) 省エネ活動等を通じたコミュニティの再生

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(4) 地域における温暖化防止の取組の促進

※ 関連事業：県民運動の支援 (P13)

(5) 省エネの実践行動を促すための仕組みづくり・情報発信

ア 県民運動の支援

(ア)「ひろしま環境の日」の普及 [環境政策課]

県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成22年6月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」と決めました。また、その取組として、平成23年6月から、「ひろしま環境の日」の趣旨に賛同し実践行動に取り組む企業・学校・地域活動団体等による「行動宣言」の募集・登録を開始し、その取組内容等について広く県民へ情報発信しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】募集開始からこれまでに、「ひろしま環境の日」行動宣言に1,665団体が登録(令和6年3月末時点)。令和6年度からは、該当ホームページを刷新する等し、引き続き、行動宣言の登録を促進するとともに、県民への取組内容等の情報発信を実施する。

(イ) マイバッグ運動の推進(環境保全活動支援事業)[環境政策課]

市町・事業者及び消費者団体等の協力を得て、「広島県におけるマイバッグ等の持参とレジ袋削減推進に関する協定書」を締結し、平成21年10月1日から取組を継続しています。なお、法令の改正により全国で令和2年7月からレジ袋の有料化が始まりました。

【令和5年度実績・令和6年度内容】「ひろしま環境の日」と連動してマイバッグ運動の趣旨を啓発。
＜レジ袋削減枚数・辞退率・参加店舗数＞

指標項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5
削減レジ袋(万枚)	7,366	22,304	18,969	16,462	19,348	15,253
辞退率(%)	85.6	86.4	86.6	85.5	85.1	84.8
参加店舗数	332	317	332	332	299	271

※業務提携やレジシステムの変更などにより、一部データを取得できなかった店舗がある。

(ウ) 家庭等における取組支援〔環境政策課〕

家庭、学校等における省エネや廃棄物削減への取組を支援しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】地球温暖化防止に係る県民運動として、地球温暖化防止に関するイベント、「環境の日」ひろしま大会などを開催。

※ 関連事業：環境学習講師派遣（P107）

(エ) 地域における取組支援（環境保全活動支援事業）〔環境政策課〕

広島県地球温暖化防止活動推進センター¹⁰（脱温暖化センターひろしま）と連携し、温室効果ガスの排出抑制に向けた地域の主体的な取組を支援しています。

広島県地球温暖化防止活動推進センターでは、地球温暖化に関する啓発・広報活動、地球温暖化対策地域協議会の支援、地球温暖化防止活動推進員の養成、家庭におけるエネルギー使用量に関する調査活動などに取り組んでいます。

【令和5年度実績・令和6年度内容】県内の地球温暖化対策地域協議会¹¹（15市町21団体）の持続的な運営に向けた支援などを実施。

(オ) 脱・温暖化フェアの開催〔環境政策課〕

省エネを中心とした家庭における環境配慮行動を促すため、省エネ工作や省エネ相談など親子で楽しめる体験型環境学習の機会を提供しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】令和5年度は8月29日（火）に広島市中区基町の「シャレオ中央広場」にて開催、令和6年度は同所にて7月24日（水）に開催。

イ CO₂削減／ライトダウンキャンペーンの推進〔環境政策課〕

地球温暖化問題を考える機会として、夏至の日から七夕の日までの間、ライトアップ施設や家庭の照明を消すよう広く呼びかけるCO₂削減／ライトダウンキャンペーンを実施するとともに、夏至の日及び七夕の日（クールアース・デー）に、県有施設、市町及びひろしま地球環境フォーラム¹²会員企業・団体へ呼びかけて、ライトアップ施設等の消灯を実施しています。

ウ ひろしまクールシェア¹³の推進〔環境政策課〕

夏季の節電及び省エネの取組として、家庭のエアコンなどを消して、公共施設や商業施設などの涼しい場所に出かけて過ごす「ひろしまクールシェア」を実施しています。

【令和5年度実績】夏季は、参加協力施設を募って実施する従来のクールシェアを再開し、冬季は家庭での省エネ行動の実践を促すウォームシェアを実施する。

【令和6年度内容】夏季は7月13日から9月16日までの間、県内の公共施設や商業施設を募って実施。冬季は家庭での省エネ行動の実践を促すウォームシェアを実施する。

<ひろしまクールシェア参加施設数>

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
参加公共施設数	196	137	165	209	239	245	267	中止	—	—	128
参加商業施設数	215	244	354	413	448	444	839	中止	—	—	774

※令和3年度、令和4年度はクールシェア参加施設を募っていないため、施設数は未掲載。

10 広島県地球温暖化防止活動推進センター：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では、平成12年4月1日に（一財）広島県環境保健協会を指定。

11 地球温暖化対策地域協議会：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置。

12 ひろしま地球環境フォーラム：広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

13 クールシェア：エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合う取組。例えば、家庭において複数のエアコン使用をやめ、なるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を使用することで涼をシェアするなどの取組がある。

エ 長期優良住宅¹⁴の普及促進 [住宅課]

広報等により、高い省エネルギー性及び耐久性を有する長期優良住宅の普及を促進するとともに、確実な施工方法等の啓発を行うことにより、住宅の長寿命化による資源の有効利用と廃棄物の排出抑制及び地球環境への負荷低減を図っています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】令和5年度は、長期優良住宅の認定戸数2,411戸。長期優良住宅建築等計画の認定申請について、県ホームページ等による広報を実施。

オ 家庭における省エネ行動促進事業 [環境政策課]

県民が地球温暖化問題への理解を深め、日常生活における手軽な省エネ行動を実施することで、効果的に家庭からの二酸化炭素排出量が削減されることを目指し、県民が地球温暖化問題に「関心を持つ」ことから、具体的な「行動する」につなげていきます。そのため、家庭での省エネに対してライフスタイルに応じたアドバイスを行う「うちエコ診断」の受診を促進しています。

「うちエコ診断士（環境省認定資格）」による個別診断のほか、令和3年4月に環境省が運用開始した「うちエコ診断 WEB サービス」の受診を促進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】「うちエコ診断士」による個別診断及び「うちエコ診断 WEB サービス」の受診促進。

<「うちエコ診断」受診世帯数>

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
「うちエコ診断」受診世帯数	454	1,016	1,643	2,107	2,687	3,333	5,689

カ 省エネ機器導入支援事業 [環境政策課]

家庭における消費電力の1～2割を占めている照明器具のLED化を促進する取組みとして、対象店舗でLED照明器具を購入した県内在住者を対象に、購入経費に対してポイント等を交付する「ひろしまLED照明器具購入応援」キャンペーンを実施。

【令和5年度実績・令和6年度内容】令和5年度は、約2万3千件の申請があり、3万台を超える買い換えに繋がった。令和6年度も6月20日より、キャンペーンを実施する。

5 廃棄物部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R5）	目標値 （目標年度）	目安 ^{※1}	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	二酸化炭素排出量 （廃棄物）	万t-CO ₂	45 （H25）	41 （R2）	34 （R7）	39	94.9%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）廃棄物処理における熱回収（サーマルリサイクル）¹⁵等の推進

※ 関連事業：福山リサイクル発電事業の推進（P35）

14 長期優良住宅：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境への配慮、住戸面積及び維持保全計画の各項目について認定基準を満たし、着工前に所管行政庁の認定を受けた住宅。

15 熱回収（サーマルリサイクル）：廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用。

2 その他温室効果ガス削減対策の推進

【現状と課題】

(1) フロン類¹⁶対策の推進

オゾン層¹⁷は上空の成層圏にあり、有害な紫外線を吸収して、地球上の生物を守っていますが、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）などのフロン類は、大気中に放出されるとオゾン層まで到達して、オゾン層を破壊してしまいます。そのため、オゾン層を破壊しない代替フロンであるHFC（ハイドロフルオロカーボン）への転換が進められてきましたが、温室効果が大きい物質となっています。

このため、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」の各法律に基づき、フロン類の回収・破壊など、排出抑制の徹底を図る必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R5）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課 環境保全課	その他ガス排出量	万 t-CO ₂	167 (H25)	211 (R2)	117 (R7)	138	47.1%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
その他ガス排出量	エアコンや冷凍冷蔵機器の冷媒について、オゾン層破壊物質であるフロンから代替フロンへの転換が進んだこと、全国的に機器廃棄時等のフロン類回収が十分になされていないことによる。	フロン排出抑制法改正による規制の強化（令和2年4月施行）を踏まえ、機器管理者、充填回収業者、建設業者等に対する監視指導を適切に実施し、フロン類回収の徹底を図る。

【取組状況】

(1) フロン類対策の徹底

ア フロン排出抑制法に基づくフロン類の充填・回収 【環境保全課】

「フロン排出抑制法」に基づき、業務用冷凍空調機器からのフロン類の充填・回収を業として行う者の登録及び立入検査等を実施しています。また、充填・回収に関する基準の遵守徹底及び行程管理制度の導入等について適正な執行を図っています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】令和5年度は71者を新規に登録し、年度末での登録業者数は906者。47件の立入検査を実施。

※ 関連事業：家電リサイクル法の推進（P34）、自動車リサイクル法の推進（P36）

16 フロン類：炭化水素にフッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）。CFC（クロロフルオロカーボン）とHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質。HFC（ハイドロフルオロカーボン）は塩素を持たないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つである。なお、フロン排出抑制法では、オゾン層保護法に規定されたCFC及びHCFC並びに地球温暖化対策推進法に規定されたHFCを対象として、規制を行っている。

17 オゾン層：オゾン層は地上10～50kmの大気圏にあり、約20km付近が最大濃度になっている。オゾンは酸素原子3個が結合してできた気体。成層圏内に上昇した酸素分子が上空の紫外線のエネルギーを受けて2個の酸素原子に分かれ単独になった酸素原子と別の酸素分子とが結合しオゾンとなる。

第2節 再生可能エネルギーの導入促進

【現状と課題】

温室効果ガスの削減目標の達成に向け、エネルギー供給面においても削減効果の高い対策を実施する必要があります。

日射量が多いという本県の地域特性及び国等の補助制度、電力固定価格買取（FIT）制度¹⁸等により、太陽光発電の導入が進んでおり、令和4年度末のFIT制度に基づく太陽光発電設備の導入容量は1,828千kWとなっています。

また、本県は豊富な森林資源を有しており、バイオマスを活用した発電・熱利用も進められています。

さらに、本県では、RDF¹⁹による廃棄物発電を行う「福山リサイクル発電事業」を推進しており、令和5年度発電量は約61百万kWhとなっています。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R5）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	太陽光発電設備導入量	千kW	1,359	1,828 （R4）	1,669 （R7）	1,514	120.7%	目標以上 達成
環境政策課	バイオマス発電設備導入量		128	280 （R4）	128 （R7）	128	218.8%	目標以上 達成
環境政策課	廃棄物発電設備導入量		68	72 （R4）	68 （R7）	68	105.9%	目標どお り達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）太陽光のエネルギー利用の促進

ア 地域還元型再生可能エネルギー導入事業 [環境政策課]

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、県と中国電力グループが共同して、メガソーラー発電の事業化に取り組んでいます。

なお、発電事業によって得られる収益は、地域に還元しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】メガソーラー発電所を適切に管理・運営するとともに、売電を継続し、その収益の地域還元事業として、地域における温暖化対策活動や幼稚園・保育園における創エネ・省エネ設備（省エネ型エアコン、太陽光発電システム等）の導入、家庭における省エネ機器の導入、中小企業における省エネ設備等の普及啓発・導入支援等を実施。令和6年度からは、新たに、自家消費型太陽光発電やマイクロ小水力発電等の再エネ導入に関する取組を実施する。

<パネル容量、発電実績>

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
パネル容量（Mw）	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4
発電実績（千Kwh）	12,440	12,553	12,556	12,690	12,305	12,818	11,815

18 電力固定価格買取制度（FIT：Feed-in Tariff）：平成24年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電力を、国が定める固定価格で、一定期間、電気事業者が調達を義務付ける制度。

19 RDF：Refuse Derived Fuel（ごみ固形燃料）の略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料。

＜創エネ・省エネ設備導入促進補助金＞

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
補助件数（件）	6	16	17	14	6	3	6
補助金額（千円）	29,480	63,784	77,335	63,733	25,686	13,088	25,536

＜温暖化対策活動促進補助金＞

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
補助件数（件）	17	25	24	12	27	21	16
補助金額（千円）	6,043	8,427	7,098	2,872	4,117	5,167	5,263

イ 県有施設太陽光発電導入事業 【環境政策課】

再生可能エネルギーの普及拡大に向けて、既存の県有施設（2施設）の屋根の上へリース方式により太陽光発電設備を設置しています。

【令和5年度実績】リース方式による太陽光発電設備の運営。発電実績：123 千 kWh

【令和6年度内容】リース方式による太陽光発電設備の運営。

ウ 県営住宅整備事業 【住宅課】

高い省エネルギー性能を有する県営住宅を供給することにより、地球温暖化対策に努めています。

建替えを行う県営住宅において、長い耐用年数を見据え、住戸内の断熱性の向上などにより省エネルギー化を推進します。

【令和5年度実績】県営熊野住宅南ブロック1期新築工事（R4～R6）

県営引野住宅Aブロック1期新築工事（R4～R6）

【令和6年度内容】県営熊野住宅南ブロック1期完成（令和7年1月）

県営引野住宅Aブロック1期完成（令和6年8月）

エ 課題解決型太陽光発電施設導入事業 【環境政策課】

自家消費型太陽光発電の普及に向け、休日の電力需要低下による余剰電力を蓄電池により活用する等、導入における課題を解決するモデル事業への支援を新たに実施します（令和6年度新規事業）。

【令和6年度内容】5月～7月に補助事業を公募

（2）木質バイオマスのエネルギー利用の促進

ア 里山²⁰ バイオマス利用促進事業 【環境政策課】

市町や住民団体などが一体となって、里山林の手入れによって搬出された木質バイオマスを地域で活用する仕組みづくりに取り組む市町に対して普及啓発を通じた支援を行う。

【令和5年度実績】令和5年度は環境問題、里山の保全活動に関心のある学生に対して、木質バイオマス知識の習得や活動意欲向上を目指す研修として『環境学習』を実施しました。

また、全県的な実践コミュニティづくり（県民同士のコミュニティ形成、強化）を図る『全体交流研修会』を開催しました（令和5年度をもって事業終了）。

²⁰ 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

(3) 小水力のエネルギー利用の促進

ア ダム小水力発電推進事業 [農業基盤課・河川課]

ダム管理の合理化をはじめとして、ダムに潜在する水力エネルギーの有効活用を図るため、福富ダム及び三川ダムにおける河川維持流量等のダム放流水を利用したダム管理用水力発電を推進しています。

※ 関連事業：工業用水道事業・水道用水供給事業（P123）

イ 水道施設未利用水力等ポテンシャル調査事業 [環境政策課]

マイクロ小水力発電の普及に向けた、市町等の水道施設における未利用小水力の導入ポテンシャル調査を実施します（令和6年度新規事業）。

(4) その他のエネルギーの有効利用

※ 関連事業：福山リサイクル発電事業の推進（P35）、太田川流域下水道事業（P121）、芦田川流域下水道事業（P121）

(5) 再生可能エネルギーの利用（需要側）に着目した取組

ア 再エネ電力の自家使用や再エネ電力契約に係る情報提供 [環境政策課]

【令和5年度実績・令和6年度内容】家庭や事業者に対し、再生可能エネルギー（再エネ）電力について、建物屋根などに太陽光発電設備を設置し、その電力を活用する方法や、電力契約を小売電気事業者が提供する「再エネ電力メニュー」に切り替える方法などについて、ホームページ等を活用して広報。

(6) カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業（再掲） [イノベーション推進チーム]（P8）

自家消費型太陽光発電設備の設置について

県では、2050 年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、2030 年度までに県自らの事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 55%削減することを目標としています。主に、「県有施設照明の LED 化」や「県設置信号機の LED 化」、「太陽光発電設備の導入」、「再エネ電力の調達」、「公用車の電動化(HV 化)」の 5 つの削減対策を重点的に実施しています。

□ 県本庁舎の屋上に太陽光発電設備を設置しました！

上記削減対策の中の「太陽光発電設備の導入」の一環で、県本庁舎の屋上に太陽光発電設備を設置し、令和 6 年 8 月 1 日から発電を開始し、電力の自家消費を行っています。

また、太陽光で発電した電力量がリアルタイムで確認できるように、「デジタルサイネージ」を県庁南館 1 階のふれあいコーナーに設置しています。



今回の県本庁舎屋上への太陽光発電設備の設置は、PPA（電力購入契約）により、行いました。

□ 「PPA（電力購入契約）」とは？

「PPA」とは、施設や土地に発電事業者が太陽光発電設備を設置し、発電した電力をその施設・土地の所有者が使用し、使用料に応じた電気料金を設置業者へ支払うといった、第三者所有による設置手法です。

※PPA : Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略。

□ 皆様へ！

自家消費型の太陽光発電は、建物での CO2 削減はもちろんのこと、停電時にも一定の電力使用ができるため、防災性の向上にも繋がります。

また、太陽光発電設備の設置については、多額の初期費用がかかると思われがちですが、導入方法によっては、初期費用ゼロで、行うことができますので、ぜひ、ご検討ください。

第3節 カーボンサイクルの推進

1 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進

【現状と課題】

化石燃料の利用に伴う二酸化炭素の排出を大幅に低減していくことが求められる中、国が令和元（2019）年6月に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、CCS・CCU／カーボンリサイクル²¹を推進することとしています。

また、国が令和5（2023）年6月に改訂した「カーボンリサイクルロードマップ」においても、カーボンリサイクルは、再生可能エネルギー、原子力、水素・アンモニアとともに、日本の脱炭素化と産業政策やエネルギー政策を両立するための「鍵」となる重要なオプションの一つと位置付けています。平成21（2009）年10月国連環境計画（UNEP）の報告書では、海洋における炭素固定効果の重要性が指摘（ブルーカーボンと命名）されており、二酸化炭素吸収源対策として、ブルーカーボン生態系を活用する取組が進められつつあります。

本県では、大崎上島町において、高効率石炭火力発電から二酸化炭素を分離、回収する実証試験が進められているほか、カーボンリサイクル技術の早期実用化に向け、関連する各種の研究や技術開発に集中・横断的に取り組む実証研究拠点の整備が行われています。

カーボンリサイクル技術の多くが、いまだ要素技術の研究開発段階にあり、また、全般的に研究開発の難易度が高いことから、実用化まで時間がかかることが見込まれています。カーボンリサイクル技術については、グローバルな課題解決やSDGsの推進につながる可能性があり、環境、資源、エネルギー、農業、建築など様々な分野へ応用していく取組が求められています。陸上や海洋を含む自然界において、カーボン（炭素）を循環させていく仕組みの構築が求められています。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R5）	目標値 （目標年度）	目安 ※1	指標の 達成率	進捗状況
イノベーション推進チーム	二酸化炭素の回収・再利用に係る研究開発事業の数	件	5 （R2）	12	基準年度値より増加 （R7）	5	240.0%	目標以上達成
環境政策課	二酸化炭素の回収・再利用に係る実用化件数の数	件	1 （R2）	2	基準年度値より増加 （R7）	1	200.0%	目標以上達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

21 カーボンリサイクル：二酸化炭素（CO₂）を炭素資源（カーボン）と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）すること。

【取組状況】**(1) 広島型カーボンサイクル²²の推進****ア 環境・エネルギー産業集積促進事業 [イノベーション推進チーム]**

国は大崎上島にカーボンリサイクルに関する実証研究の拠点を整備しており、こうした国の新たな取組と一体となって、企業や研究開発機関などの誘致を推進していくため、令和3年度に産学官で組織する広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会を立ち上げ、協議会での議論を踏まえて、本県の強みを生かしながら、当面の進む方向性を整理した広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進構想を策定しました。

令和4年度には、県独自のカーボンリサイクル関連技術研究・実証補助金を創設し、共同研究やプロジェクト創出を目的としたマッチング支援を行うなど、本県にカーボンリサイクルの研究に魅力的な環境を作ることにより、企業や研究開発機関などの県内への集積を図る取り組みを始めています。

イ 海洋プラスチック対策 [環境保全課]

海洋プラスチックごみによる新たな汚染を防止するため、令和3年度に企業等と設立したプラットフォームにおいて、代替素材の普及・促進といったプラスチックの使用量削減に取り組んでおり、石油由来プラスチックからバイオマスプラスチック・生分解性プラスチック等への代替を促進することにより、海洋プラスチックごみ対策とあわせて、カーボンニュートラルを推進していきます。

※ 関連事業：海洋プラスチック対策 (P78)

ウ 広島県地球環境対策推進会議

※ 関連事業：カーボンサイクル部会 (P7)

(2) カーボンニュートラルポート (CNP) の形成 (公共事業) (再掲) [港湾漁港整備課] (P11)**2 森林吸収源対策の推進****【現状と課題】**

本県の森林面積は、県土面積の約7割に当たる612千ha（令和5年10月現在）で、そのうち民有林面積は563千haと、森林面積の92%を占めており、これらの森林の適切な管理を通じた、二酸化炭素吸収源としての貢献が期待されています。

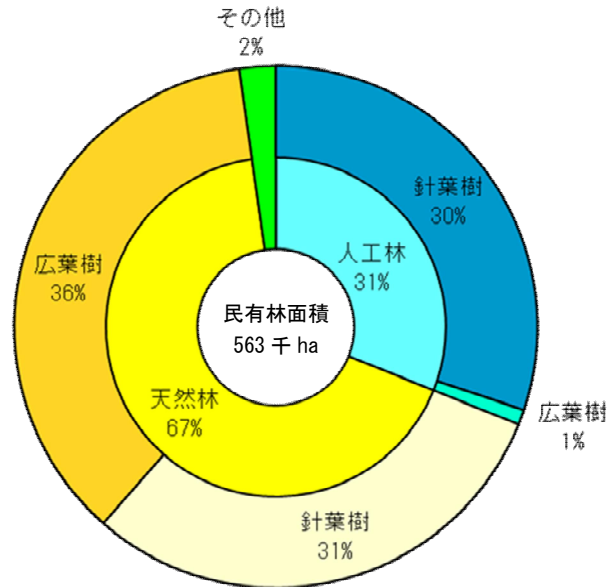
しかしながら、林業事業体による森林の長期的な安定経営が確立されておらず、手入れ不足人工林がいまだに存在しています。

このため、経営力の高い林業経営者による林業経営適地²³の持続的な経営管理や、地域住民等による里山林管理、公的管理により、手入れ不足人工林の整備を進める必要があります。

²² 広島型カーボンサイクル：二酸化炭素 (CO₂) を炭素資源 (カーボン) と捉え、広島県の強みを生かしながら、生産活動における再利用や、海洋中で二酸化炭素に分解される海洋生分解性プラスチック等の普及促進などにより、海洋を含む地球上において、炭素を循環させる仕組み。

²³ 林業経営適地：現場条件がよく、一定規模の面積としてまとまっており、地域関係者により持続的な林業経営を行う場所として特定された森林

図表 1-3-1 県内民有林の林種別面積



資料：県林業課「林務関係行政資料」（令和5年10月）

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R5)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
森林保 全課	手入れ不足人工林 の間伐面積	ha	617 (R1)	857	1,050 (R7)	906	94.6%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 森林整備の推進

ア 林業・木材産業等競争力強化対策事業、造林事業（育成林整備事業） [林業課]

間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、林内路網整備・高性能林業機械の導入など、効率的な森林整備に必要な基盤づくりを行っています。

（林業・木材産業等競争力強化対策事業）

【令和5年度実績】間伐（262ha）、林内路網整備（71,587m）

高性能林業機械導入（2台）

【令和6年度内容】間伐（211ha）、林内路網整備（47,975m）

（造林事業（育成林整備事業））

【令和5年度実績】森林整備面積：1,807ha

【令和6年度内容】森林整備面積：1,981ha

イ ひろしまの森づくり事業 [森林保全課]

県土の保全や水源涵養など、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、県民共有の財産である森林を、県民全体で守り育てる事業を推進しています。

【令和5年度実績】人工林対策：長年手入れされず放置されたスギ・ヒノキの間伐（577ha）、住宅分野に県産材を使用する取組みへの助成等。

里山林等の対策：集落周辺の荒廃した里山林の整備（166ha）、森林ボランティア活動の支援、現地体験型学習会の実施、小規模林業経営を行う団体等に対する助成など、地域の創意工夫による様々な取組を支援。

県民意識の醸成：テレビ番組、テレビCM、WEB広告、新聞広告、市町広報誌、ホームページによる情報発信等。

【令和6年度内容】放置され荒廃した人工林の間伐、里山林の整備、住民団体等の森林整備活動支援、森林・林業体験活動への支援などの事業を計画。

ウ 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

住宅建築会社等から、各社の建築物標準仕様への県産材採用に基づく、販売ターゲット（梁・桁、柱、土台）の消費提案を受け、消費量に応じて支援を行うことにより県産材の消費拡大を図っています。

＜県産材製品消費量＞

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
県産材製品消費量（m ³ ）	19,672	19,139	20,601	23,980	25,936	25,287	24,094

エ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

県内人工林における伐採収穫後の再造林を促進するため、短期間で成長し、高強度で建築材等への多様な利用が可能な早生樹「コウヨウザン」の造林技術の確立を目指し、試験研究に取り組んでいます（令和4年度～6年度）。

（2）保安林²⁴等による保護・保全措置の推進

ア 自然保護協力奨励金・立木損失補償事業 [自然環境課]

優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域²⁵等の指定を行うとともに、指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行っています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】令和5年度は自然保護協力奨励金として1,076件、2,749千円、立木損失補償金として257件、14,481千円を交付。令和6年度も同様に予定。

イ 地域森林計画に基づく保安林の指定の促進 [森林保全課]

水源^{かん}涵養、災害防備等の森林の公益機能の維持増進を図るため、地域森林計画に基づき、保安林の量的・質的な配備を積極的に推進するとともに、これらの保安林の適切な管理に努めています。

【令和5年度実績】69件、199haの森林を保安林に指定。13件、2.4haの保安林の指定を解除。

【令和6年度内容】45件を指定見込み。

ウ 治山事業（保安林整備事業） [森林保全課]

「森林整備保全事業計画」に基づき、機能の低下した森林や水源森林の整備を推進しています。

²⁴ 保安林：水源かん養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、森林法に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。

²⁵ 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

(3) カーボンオフセット²⁶・クレジットの取得

ア 県営林カーボンオフセット・クレジット取得事業 [森林保全課]

県営林において、カーボンオフセット・クレジットを取得し、CO₂排出権を企業等へ販売することにより、その収益を県営林の森林整備等に活用し、本県における森林吸収源対策を促進しています。

【令和5年度実績】重之尾事業地で取得したカーボンオフセット・クレジット142t-CO₂を販売。

【令和6年度内容】今谷山事業地で取得したカーボンオフセット・クレジットを販売予定。

＜県有林における間伐の実施とカーボンオフセット・クレジットの取得、売却＞

指標項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5
取得 (t CO ₂)	—	—	—	325	—	—
売却 (t CO ₂)	120	125	112	100	177	142

26 カーボンオフセット：日常生活や事業活動において排出されたCO₂について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合わせ（相殺）する考え方。

第4節 気候変動を見据えた適応策の推進

【現状と課題】

近年、豪雨や猛暑など、極端な気象が増加する傾向にあり、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに、今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。広島県でも、平成30年7月豪雨災害により、多くの犠牲者をもたらし、生活、社会、経済に多大な被害を与えました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨や猛暑のリスクはさらに高まることが予測されています。

図表 1-4-1 広島県内測定局における平均気温（5年平均）の変化（単位：℃）

平均気温		1915-1919 年	1980-1984 年	2015-2019 年		
測定局			(増減)		(増減)	
広島		14.8	14.8	0.0	16.8	+2.1
呉		15.2	15.2	0.0	16.8	+1.6
福山		—	14.3	—	15.9	+1.6
東広島		—	12.7	—	14.0	+1.4
三次		—	12.5	—	13.9	+1.4

出典：気象庁 HP 気象統計資料より作成

本県の平均気温は、昭和55（1980）年～昭和59（1984）年と平成27（2015）年～令和元（2019）年の5年平均と比較すると、県内5地点で平均1.6℃上昇しています。

このように、地球温暖化その他の気候の変動（気候変動）に起因して、生活、社会、経済や自然環境へ気候変動影響が生じていること、さらにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、平成30（2018）年6月に気候変動適応法が制定され、気候変動適応を推進し、現在と将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが求められています。

図表 1-4-2 広島県における対策が必要な重要分野・項目

分野	大項目	小項目
農業・林業・水産業	農業	水稲、果樹、病害虫・雑草
自然生態系	分布・個体群の変動	在来種、外来種
自然災害・沿岸域	河川	洪水
自然災害・沿岸域	沿岸	高潮・高波
自然災害・沿岸域	山地	土石流・がけ崩れ等
健康	暑熱	死亡リスク、熱中症
健康	感染症	節足動物媒介感染症
県民生活・都市生活	その他	暑熱による生活への影響等（都市における熱ストレス・睡眠阻害、不快感等）
基盤的施策（全般的な情報収集等）		

「日本における気候変動による影響に関する評価報告書」（平成27（2015）年3月 中央環境審議会 地球環境部会気候変動影響評価等小委員会）において示された、気候変動適応における7つの分野（農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活）とそれぞれの項目における重大性、緊急性、確信度と広島県における現況を踏まえると、優先順位が高い項目については、特に、情報収集等を含めた適応への取組が求められます。

また、これら以外の項目についても、継続的に情報収集し、必要に応じて気候変動適応への取組を見直すことが求められます。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R5)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	気候変動適応策の認知度	%	18.2 (R3)	15.4 (R5)	基準年度値 より増加 (R7)	18.2	84.6%	未達成
みんなで減災推進課	避難の準備行動が できている人の割合	%	13.6※2 (R1)	9.9※3 (R5)	50 (R7)	38	26.1%	未達成
河川課	河川氾濫により床上 浸水が想定される家屋数※4	戸	約18,000 (R2)	約16,800 (R5)	約16,700 (R7)	— ※5	— ※5	— ※5
砂防課	土砂災害から保全 される家屋数	戸	約116,000 (R2)	約127,000 (R5)	約129,000 (R7)	— ※5	— ※5	— ※5

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 「令和元年度防災・減災に関する県民意識調査」において、「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動行動計画」で掲げる5つの行動目標を全て実践していると回答した人の割合

※3 ※2に、「マイ・タイムラインの作成」も要件に追加

※4 河川毎に計画規模（年超過確率1/10～1/100）の洪水を想定

※5 事業効果が発揮されるまでに一定の期間を要すること等から、指標の達成率については目標年度で評価する。なお、各年度の進捗状況については、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」に掲げるKPIにより管理している。

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
気候変動適応策の認知度	県民意識調査の結果、60代の認知度が13.6%、北部地域における認知度が9.5%と他年代や他地域と比較して低いことによるもの。	セミナー等の開催や広報誌の発行等により、気候変動適応策の普及・啓発に取り組む。
避難の準備行動ができている人の割合	指標の構成要素は、「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画に掲げた、5つの個別指標を全て実践していると回答した人の割合を集計しているが、この個別指標のうち、特に「マイ・タイムラインを作成している人の割合」が低かったことに伴って未達成となったもの。	様々な媒体による広報プロモーションを展開することで、LINEを活用したマイ・タイムラインの普及促進を図るほか、住民避難訓練の場などを活用して地域防災タイムラインの普及促進に取り組む。

【取組状況】

(1) 気候変動適応に係る情報の収集及び発信

効率的な気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行うため、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとして、「ひろしま気候変動適応センター」を令和3年4月1日に、広島県立総合技術研究所保健環境センター内に設置しました。

(2) 地球温暖化への適応策の検討

ア 地球温暖化防止計画の推進 [環境政策課]

【令和5年度実績・令和6年度内容】

項 目	令和5年度実績	令和6年度内容
気候変動適応に係る情報の収集及び発信	「ひろしま気候変動適応センター」において、気候変動適応セミナー(78名参加)、県内研究機関等の意見交換会(2回)を開催するなど、適応策を推進した。また、令和4年度から気候変動に係る広報誌の作成・発行をし、情報発信を行っている。	「ひろしま気候変動適応センター」において、気候変動適応セミナー、地域気候変動に関する意見交換会の開催及び情報の収集、発信を行う。

イ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

【令和5年度実績・令和6年度内容】

項 目	令和5年度実績	令和6年度内容
高温登熟障害に強い多収穫酒造好適米の開発	高温耐性の新品種「広系酒45号」について、安定多収・高品質となる施肥基準を明らかにし、栽培農家やJA等の支援機関への情報発信を行った。	—

(3) 重要な分野・項目に係る適応策の推進

ア 農業分野

収穫量推移や技術相談内容をモニタリングし、必要に応じて、新品種の検討などを行います。

また、水稻のうち、うるち米については、高温耐性品種「恋の予感」及び「あきさかり」を、酒造好適米では、総合技術研究所で育成した高温耐性で、かつ多収性の新品種「広系酒45号」(商標名「萌えいぶき」)をそれぞれ県奨励品種に位置付けて普及に取り組みます。

果樹については、気象変動が大きくなる中で、低温に弱いレモンが予期しない強い寒波に襲われ、果実や樹体が深刻な被害を受けることから、低温遭遇による被害回避を目的として、気象観測による収穫優先マップの作成に取り組むとともに、病害虫対策については、発生状況のモニタリングに基づいて適時に防除指導を実施しています。

イ 自然生態系分野

イノシシやニホンジカなど、野生生物のモニタリングを継続し、外来生物²⁷等の侵入・定着の防止や防除の促進を実施しています。

²⁷ 外来生物：国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、本来の分布域を超えて生息又は生育することとなる生物。

ウ 自然災害・沿岸域分野

災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政などが一体となった「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動」に取り組んでいます。また、洪水氾濫を未然に防ぐため、河道拡幅等のハード対策や堆積土砂等の除去を実施するとともに、住民の適切な避難行動につながるよう、水害リスクの正しい理解を深める取組や、よりきめ細やかな防災情報の提供等、ソフト対策の充実・強化を図るとともに、国などと連携して気候変動適応に係る情報を収集し、将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味した対策を検討しています。

さらに、土石流・がけ崩れ等の土砂災害に備え、ハード対策を着実に進めるとともに、気候変動による豪雨の頻発化・激甚化により、ハード整備の施設能力を超えた災害が起きることも想定されることから、災害リスクに対し適切な避難行動につなげるためのソフト対策を実施しています。

エ 健康分野

熱中症の予防や対策について、リーフレットの配布等による普及啓発を実施するとともに、デング熱について、SNS等の活用による普及啓発実施しています。

また、気候変動適応法の改正（令和6年4月1日施行）に伴い、熱中症対策が強化され、新たに、熱中症特別警戒情報²⁸の発表や市町による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）²⁹、熱中症対策普及団体³⁰の指定等が制度化されました。

オ 県民生活・都市生活分野

都市における熱ストレス、睡眠障害、不快感等について、広く周知、理解を図るとともに、クールビズ、クールシェアなどの運動などを推進しています。

28 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）：県内全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に発表される。

29 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）：危険な暑さから避難できる場所として、熱中症特別警戒情報の発表期間中、一般に開放される、市町長が指定した施設のこと。

30 熱中症対策普及団体：熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を、市町長が「熱中症対策普及団体」として指定できる制度

気候変動への適応の取組

2023 年の夏は、全国的に気温が高くなり、全国の年平均気温は過去最高を記録しました。地球温暖化による気候変動により、気温は上昇傾向を示しており、全国の直近 5 年の年平均気温は、1898 年の統計開始以降のトップ 5 となっています。

□ 改正気候変動適応法が全面施行

夏の高温により、熱中症による健康被害が増加しています。近年は、全国の熱中症による死亡者数が 1,000 人を超える年が頻発しており、自然災害(震災等の大規模災害を除く。)の死亡者数を上回っている状態です。そこで、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、気候変動適応法が改正され、熱中症警戒アラートが「熱中症警戒情報」として法に位置付けられ、重大な健康被害が発生するおそれのある場合には、その一段上の「熱中症特別警戒情報」を発表することとされました。また、「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」や「熱中症対策普及団体」を、各市町長が指定できる制度が創設されました。

□ 熱中症特別警戒情報、熱中症警戒情報

気温、湿度等から算出した暑さ指数(WBGT※)が、35 または 33 を超えると予測されたときに発表されます。これらの情報が発表されたときは、熱中症警戒情報等が発表された地域では、気温が著しく高くなり、熱中症による健康被害が発生するおそれがあります。

※ 暑さ指数(WBGT): 熱中症を予防することを目的として提案された国際的指標。

	熱中症特別警戒情報 (新規)	熱中症警戒情報 (熱中症警戒アラート)
位置づけ等	・熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 (過去例のない広域的な危険な暑さを想定)	・熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合
発表基準	・県内全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が 35 に達する場合	・府県予報区等内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数(WBGT)が 33 に達する場合
発表タイミング	・前日 10 時頃時点の予測値を基に前日 14 時頃に発表	・前日 17 時頃及び当日 5 時頃時点における予測値を基に発表
情報の周知方法	・国が直接 HP や報道機関を通じて周知 ・県が市町を通じて周知	・国が直接 HP や報道機関を通じて周知

□ クーリングシェルター

熱中症特別警戒情報が発表されたときに開放される指定暑熱避難施設です。施設名については、市町の HP 等で公表されています。

また、県の事業として実施している「ひろしまクールシェア」参加施設についても、引き続き、熱中症予防に活用ください。



クーリングシェルター・マーク

国の熱中症警戒情報等の情報を活用し、こまめな水分・塩分補給やエアコンの適切な使用などによって、熱中症を予防しましょう。

(広島県ホームページ) 気候変動適応法の改正による熱中症対策の強化について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/45/kikouhenndoutekiouhou.html>



第2章 循環型社会の実現

第1節 資源循環サイクルを拡大させた社会づくり

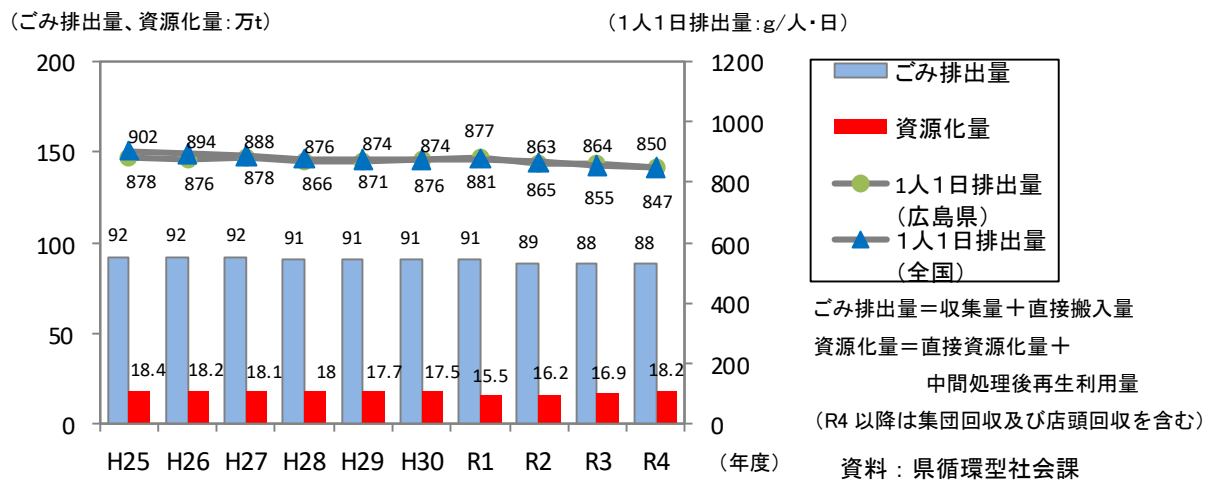
【現状と課題】

(1) 排出の状況

一般廃棄物は、市町が定める処理計画に基づき処理が行われています。県内全体及び1人1日当たりの排出量は、平成13年度以降継続的に減少していましたが、単身世帯の増加やライフスタイルの変化などにより、近年は横ばいとなっています。

また、事業者の責任で処理することになっている産業廃棄物の排出量は、概ね年間1,400万トン前後で推移しています。

図表 2-1-1 一般廃棄物排出量及び1人1日排出量



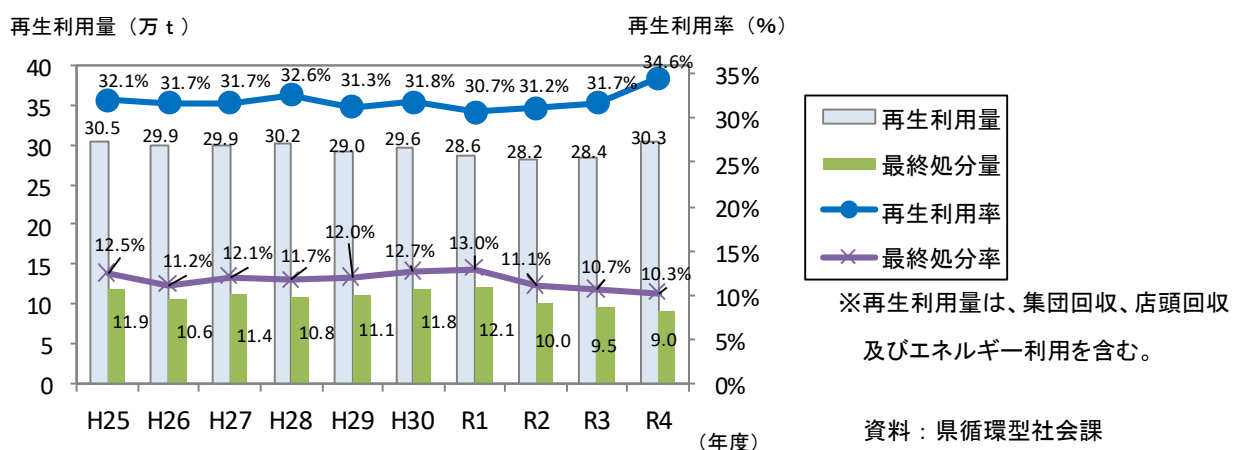
(2) 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の状況

一般廃棄物は、市町での分別回収に加え、事業者による店頭回収や廃棄物処理施設でのエネルギー利用が進んでいますが、福山リサイクル発電事業の縮小に伴う燃料化処理施設の廃止などにより再生利用率は横ばい傾向になっています。産業廃棄物は、着実な取組により再生利用率が増加傾向にあります。

一方で、廃棄物の多様化が進み、処理困難なものも増えています。

こうした状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を推進するとともに、実用的なリサイクル技術の開発、リサイクル製品の販路拡大などによる再生利用（リサイクル）の取組を更に強化する必要があります。

図表 2-1-2 一般廃棄物（ごみ）資源化量等の推移

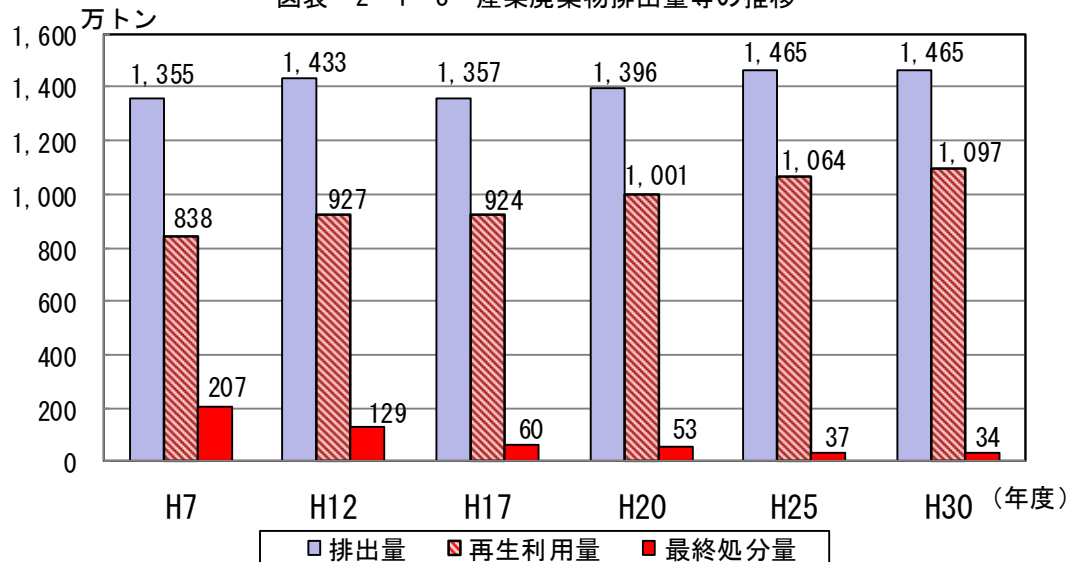


<店頭回収量>

指標項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
店頭回収量(t)	381	414	443	447	497	561	646	741	940

資料：県循環型社会課

図表 2-1-3 産業廃棄物排出量等の推移



資料：県産業廃棄物対策課

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R5)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗状況
循環型 社会課	一般廃棄物排出量※2	万 t	92.9 (H30)	87.5 (R4)	89.1 (R7)	90.7	103.5%	目標どおり達成
循環型 社会課	一般廃棄物再生利用率 ※2	%	31.8 (H30)	34.6 (R4)	32.5 (R7)	32.2	107.5%	目標どおり達成
循環型 社会課	一般廃棄物最終処分率	%	12.7 (H30)	10.3 (R4)	12.2 (R7)	12.4	116.9%	目標どおり達成
産業廃棄物 対策課	産業廃棄物排出量	万 t	1,465 (H30)	1,341 (R4)	1,453 (R7)	1,458	108.0%	目標どおり達成
産業廃棄物 対策課	産業廃棄物再生利用率	%	74.9 (H30)	72.0 (R4)	75.5 (R7)	75.2	95.7%	概ね達成
産業廃棄物 対策課	産業廃棄物最終処分率		2.3 (H30)	2.2 (R4)	1.9 (R7)	2.1	95.2%	概ね達成
産業廃棄物 対策課	がれき類の再生利用率		90.2 (H30)	92.4 (R4)	94.2 (R7)	92.5	99.9%	概ね達成
産業廃棄物 対策課	廃プラスチック類の再生利用率		64.3 (H30)	69.2 (R4)	76.4 (R7)	71.2	97.2%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 集団回収及び店頭回収を含む。一般廃棄物再生利用率は、エネルギー利用を含む。

1 一般廃棄物の徹底的な資源循環

【取組状況】

(1) 総合的・計画的な取組の推進

ア 廃棄物処理計画策定事業 [循環型社会課]

循環型社会と低炭素社会の一体的実現に向け、本県の廃棄物対策の基本となる計画である「第5次広島県廃棄物処理計画」に基づく施策を推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】「第5次廃棄物処理計画」の推進。

(2) 排出抑制及び減量化

ア 廃棄物抑制啓発広報事業（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラムと連携し、県民へ温暖化防止や廃棄物の抑制など環境配慮の取組を促す啓発広報を行っています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】県民に対して、廃棄物の抑制や温暖化防止・環境配慮の情報を、テレビ等を通じて紹介し、廃棄物の抑制や温暖化防止・環境配慮の取組を促す啓発広報を実施。

※ 関連事業：マイバッグ運動の推進（P13）、容器包装リサイクル法の推進（P33）、環境月間行事の実施（P106）

(3) 一般廃棄物のリサイクルの推進

ア 廃棄物再生事業者登録 [循環型社会課]

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、廃棄物の再生事業について、一定の基準を満たす事業者を登録し、優良事業者の育成を図っています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】令和5年度末時点で、89事業者を登録。

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
登録事業者数	91	91	90	90	89	89	89

イ 小型家電リサイクル推進事業 [循環型社会課]

レアメタルなどの有用金属等を含む使用済小型家電について、本県の実情に即したリサイクルを推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】市町に対する使用済小型家電の回収など取組支援を実施。

(4) 各種リサイクル法の推進

ア 容器包装リサイクル法の推進 [循環型社会課]

市町が行う分別収集の徹底に向けた取組を支援するとともに、県民に対して分別排出の必要性を周知しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】第10期分別収集促進計画に基づき、市町の容器包装廃棄物の円滑な分別収集を助言・促進。

図表 2-1-4 容器包装廃棄物の分別収集の状況

区 分	令和5年度 実績 (t)	令和6年度 計画 (t)
無 色 ガ ラ ス	4,070	4,405
茶 色 ガ ラ ス	4,375	4,379
そ の 他 の ガ ラ ス	2,191	2,118
そ の 他 の 紙	0	491
ペ ッ ト ボ ト ル	5,237	5,253
その他のプラスチック	21,644	22,097
（うち白色トレイ）	7	15
ス チ ー ル	2,297	2,636
ア ル ミ	2,729	3,304
段 ボ ー ル	10,737	12,417
飲 料 用 紙 パ ッ ク	52	111
計	53,332	57,211

資料：県循環型社会課

イ 資源有効利用促進法の推進 【循環型社会課】

3R対策や分別回収のための識別表示、製造事業者による自主回収システム等について、県民に周知しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】製造事業者等による廃パソコン、小型二次電池（充電式電池）、二輪車（オートバイ）、携帯電話・PHS等の自主回収をホームページに掲載し、リサイクルの取組に協力するよう県民等への普及啓発を実施。

ウ 家電リサイクル法の推進 【循環型社会課】

家電リサイクル法対象4品目の廃家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の適正な引渡しとリサイクル料金等の負担について、県民等へ周知しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】家電リサイクル法の適正な運用を図るよう県民等へ普及・啓発活動を実施。

エ プラスチック資源循環促進法の推進 【循環型社会課】

「プラスチック資源循環促進法」に基づき、プラスチックの資源循環を推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】法制度等について周知するとともに、関連事業によりプラスチック使用製品廃棄物の排出抑制、リサイクル等の取組を実施。

※ 関連事業：容器包装リサイクル法の推進（P33）、小型家電リサイクル推進事業（P33）、びんごエコタウン推進事業（P114）、循環型社会形成推進機能強化事業（P114）、廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業（P37）リサイクル製品使用促進事業（P114）

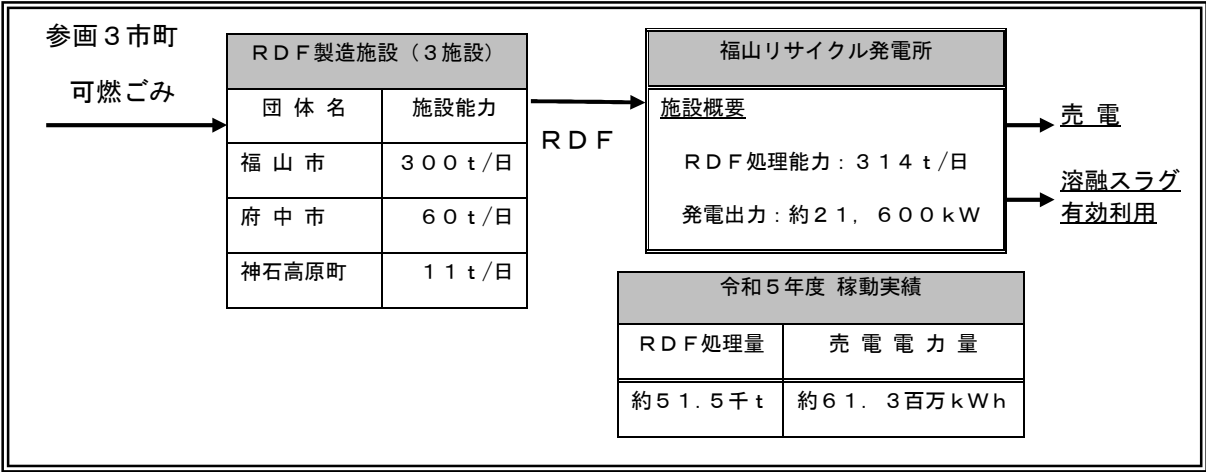
(5) サーマルリサイクル¹の推進

ア 福山リサイクル発電事業の推進 [循環型社会課]

一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じて、ダイオキシン類、二酸化炭素の削減等の環境対策や資源・エネルギー対策を進め、併せて市町の廃棄物処理コストの低減を図るため、福山リサイクル発電(株)によるRDF²発電・灰溶融事業を推進してきましたが、市町の新たな一般廃棄物処理施設が整備されたことにより令和6年3月末で事業を終了しました(平成16年4月操業開始)。

【令和5年度実績】搬入されたRDFを処理し、発電・灰溶融を実施(令和5年度をもって事業終了)。

図表 2-1-5 福山リサイクル発電事業の概要



(6) 食品廃棄物削減等対策

ア 食品廃棄物の発生抑制等の推進 [循環型社会課]

食品ロスの削減に向けて、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、消費者に向けた普及啓発、食品関連事業者等の取組に対する支援などの取組を実施します。

【令和5年度実績】「広島県食品ロス削減の取組方針」を策定。市町が実施する食品ロス実態把握や削減対策への支援を実施。

【令和6年度内容】食品関連事業者等の取組に対する支援、食品ロス発生状況の把握のための実態調査、市町が実施する食品ロス実態把握や削減対策への支援を実施。

※ 関連事業：事業系一般廃棄物削減対策事業(P49)

1 サーマルリサイクル：廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用。

2 RDF：Refuse Derived Fuel（ごみ固形燃料）の略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料。

2 産業廃棄物の徹底的な資源循環

【取組状況】

(1) 総合的・計画的な取組の推進

- ア 廃棄物処理計画策定事業 (再掲) [循環型社会課] (P33)

(2) 発生抑制及び減量化

- ア 多量排出事業者への産業廃棄物処理計画の策定指導 [産業廃棄物対策課]

多量排出事業者へ、産業廃棄物処理計画の策定を指導しています。

〈対象：次の事業場を設置している事業者〉

- ① 前年度の産業廃棄物発生量が 1,000 トン以上の事業場【廃棄物処理法】
- ② 前年度の産業廃棄物発生量が 500 トン以上 1,000 トン未満の事業場【生活環境保全条例】
- ③ 前年度の特別管理産業廃棄物発生量が 50 トン以上の事業場【廃棄物処理法】

【令和5年度実績・令和6年度内容】令和5年度は①225、②80、③40 事業者が計画を策定。

(3) 産業廃棄物のリサイクルの推進

- ア 産業廃棄物処理実態調査事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の排出・処理の実態を把握し、廃棄物処理計画改訂の基礎資料とするため、5年毎に産業廃棄物処理実態調査(本調査)を実施しています。調査を実施しない年度においても、補完調査を行うことにより、毎年度の産業廃棄物の排出量等の動向を把握し、廃棄物処理計画の適切な進行管理を図っています。

【令和5年度実績】補完調査を行い、令和4年度の実態を把握。

【令和6年度内容】本調査を行い、令和5年度の実態を把握。

- イ 建設リサイクル法の推進 [技術企画課]

「建設リサイクル法」の趣旨に基づき、建設副産物のリサイクルを推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】建設リサイクル法届出審査業務及びパトロール等を行い、資源の有効利用と廃棄物の適正な処理を推進。

＜建設リサイクル法届出審査件数及びパトロール件数＞

指標項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
建設リサイクル法届出審査件数	6,790	6,872	7,064	7,150	6,415	6,814	6,591	6,766
パトロール件数	175	762	688	648	208	147	142	185

※ パトロール件数の H28 は一斉パトロール分のみ

- ウ 自動車リサイクル法の推進 [産業廃棄物対策課]

「自動車リサイクル法」に基づき、自動車のリサイクルを推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】自動車リサイクル制度等について周知するとともに、関連事業者への立入検査を実施し、使用済自動車の適正処理を指導。

エ 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業〔循環型社会課〕

循環型社会の実現に向け、効果が大きいと認められる廃棄物の排出抑制やリサイクル関係施設の整備、リサイクル技術の研究開発に要する費用の一部を助成しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】令和5年度は4事業340,650千円（交付決定額）を支援。令和6年度は、集中的に削減に取り組む産業廃棄物（廃プラスチック類、がれき類、鉱さい）の処理施設に係る補助率及び補助上限を優遇。

図表 2-1-6 助成条件（施設整備）

項 目	内 容
対象分野	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル
対象施設	①廃棄物排出抑制施設 製造工程等を改良することにより、廃棄物の発生量そのものを減少させたり、発生した廃棄物を減量化・再生利用することで事業場外への排出量を減少させ、輸送・処理の環境負荷を低減する施設。 ②廃棄物リサイクル施設 廃棄物の中間処理施設であって、リサイクル製品を製造する施設、破碎・選別等により混合廃棄物を処理する施設。 ③資源循環促進施設 保管・分別等により、これまでは焼却・埋立等の単純処分されていた廃棄物をリサイクルするために必要な施設。 （注）補助金交付要綱で定める各要件を満たすものであること。

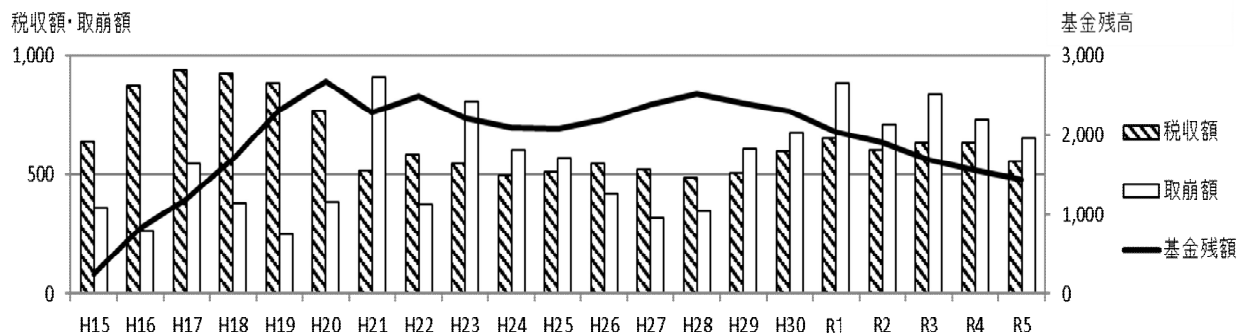
（4）産業廃棄物埋立税を活用した施策の推進

ア 産業廃棄物埋立税と税事業の実施〔環境政策課・環境保全課・循環型社会課・産業廃棄物対策課〕

平成15年4月から導入した「産業廃棄物埋立税」を活用し、3R³の推進、廃棄物の適正処理、啓発活動及びその他の循環型社会の形成を推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに関する施策とすることを基本としつつ、その他の循環型社会の形成に関する施策も推進。税活用事業の効果の検証及び今後の方針について検討。

図表 2-1-7 産業廃棄物埋立税の税収及び産業廃棄物抑制基金残高の推移（百万円）



（ア） 3Rの推進に関する事業【R5（実績）：357,001千円、R6（予算）：677,837千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	事 業 効 果	R5実績	R6予算
① 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業（P37）	3R推進に効果が大きいと認められる施設整備又は研究開発を行う事業者への助成	施設：54件（H15～R5） 計画処理量： 48千t/年（R5） 研究：33件（H15～R5） 内3件事業化（9%）	286,201	584,509
② 循環型社会形成推進機能強化事業（P114）	産学連携によるリサイクル技術の研究開発等を行う団体への支援	175件（H17～R5） 内21件事業化（12%）	70,800	93,328
③ びんごエコタウン推進事業（P114）	びんごエコ団地へ進出する企業に対する施設整備への助成	全区画分譲済（全6区画）	0	0
合 計			357,001	677,837

3 3R：リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再利用）、リサイクル（Recycle：再生利用）のこと。リフューズ（Refuse：過剰包装等の拒否）、リペアー（Repair：修理）を含めて5Rとすることもある。

(イ) 廃棄物の適正処理に関する事業【R5(実績): 248,587千円、R6(予算): 540,161千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	事 業 効 果	R5 実績	R6 予算
④廃棄物排出事業者責任強化対策事業 (P45)	排出事業者講習会の開催、マニフェスト交付状況報告の処理・排出事業者の指導体制の整備	大規模な不法投棄発生件数の減少 H31～R5: 2.0件/年	61,837	94,955
⑤不法投棄監視体制強化事業 (P47、48)	不法投棄対策班による監視活動、市町職員の県職員併任による不法投棄監視等		19,037	28,349
⑥産業廃棄物処理情報管理推進事業 (P45)	廃棄物処理情報の電子化支援等	電子マニフェスト普及率の向上	15,257	16,958
⑦産業廃棄物処理実態調査事業 (P36)	県内の産業廃棄物の排出量等を把握するための実態調査	令和4年度実態調査の実施	1,232	11,360
⑧PCB廃棄物処理促進事業 (P44、45)	PCB廃棄物の適正処理に係る中小事業者への支援	PCB廃棄物期限内処理の促進	12,583	23,606
⑨公共関与処分場による廃棄物適正処理事業 (P46)	公共関与処分場周辺環境調査、協議会運営、緑地整備等	公共関与処分場の安定運営	30,827	238,726
⑩(ア) 地域廃棄物対策支援事業 (P48)	市町等が行う不法投棄防止対策事業等への支援	23市町等で実施	93,341	106,207
⑪災害廃棄物処理対策市町等連携事業 (P43)	災害廃棄物の初動対応に係る研修・訓練の実施及び市町の仮置場候補地の選定支援	県内市町及び関係団体が研修・訓練に参加	4,790	10,000
⑫人工衛星による不法投棄監視業務 (P43)	人工衛星 (SAR 衛星) を活用し、廃棄物の不法投棄等を監視するシステムを構築	廃棄物適正処理対策を効果的に推進	9,654	10,000
合 計			248,587	540,161

(ウ) 啓発活動に関する事業【R5(実績): 8,864千円、R6(予算): 10,899千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	R5 実績	R6 予算
⑬環境保全活動支援事業 (P13、33、105)	県民、事業所への廃棄物抑制啓発等 (マイバッグ運動の推進、テレビ等を通じた廃棄物の抑制などの取組を促す啓発広報、環境月間行事などを実施)	8,864	10,899
合 計		8,864	10,899

(エ) その他の循環型社会の形成に関する事業【R5(実績): 91,736千円、R6(予算): 140,170千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	事 業 効 果	R5 実績	R6 予算
⑩(イ)(ウ)(エ)(オ) 地域廃棄物対策支援事業(撤去処分・事業系一般廃棄物削減対策事業・災害廃棄物処理計画策定事業・産業廃棄物最終処分場周辺環境調査支援事業) (P48、49)	市町等が行う不法投棄廃棄物の撤去処分事業、事業系一般廃棄物削減対策事業、災害廃棄物処理計画策定及び産業廃棄物最終処分場周辺環境調査への支援	7市町による撤去処分、7市町による事業系一般廃棄物削減、2市による災害発生時の適正な廃棄物処理体制の構築に向けた取組、3市町による産業廃棄物最終処分場及びその周辺地域での環境調査	14,404	21,446
⑭プラスチックごみの海洋流出防止対策 (P77)	海岸漂着物等対策に係る市町の取組に対する助成等	海ごみ対策を総合的・効果的に推進	77,332	118,724
合 計			91,736	140,170

食品ロス削減の取組について

本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品「食品ロス」は、生産、流通、販売に至るフードサプライチェーンの各段階や、その後の消費段階において、様々な要因により大量に発生しており（令和4年度：472万トン）、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯にとりくむべき課題です。このため、本県においても食品ロス削減を県民運動として関係者が一体となって進めていくこととし、令和6年3月に「広島県食品ロス削減の取組方針」を策定しました。今後、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、取組を開始します。

目指す姿

県民一人ひとりが食品ロス問題を「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移し、多様な主体が連携して取り組むことで、県全体で食品ロスの削減が進んでいる。

発生要因

区分	主な食品ロス（要因）
家庭系（家庭から発生）	○手つかず食品の廃棄（消費期限・賞味期限切れ等） ○食べ残し（作りすぎ等）
事業系 （事業活動に伴い発生）	○製造業・卸売業：納品期限が切れた商品（小売への納品期限が短い） ○小売業：青果、総菜・日配品、外観の悪い食品（賞味期限が短くなったものは消費者に買われにくい、需要予測のずれ） ○外食業：消費者の食べ残し（量を調整できない、会話が主目的の宴会では食べきりを重視していない等）
寄付できず廃棄	○寄付先が分からない（寄付先が十分に認知されていない） ○トラブル発生時の責任リスク（寄付側の面積のルールが不明確）

具体的な取組

取組の方向性		具体的な取組
食品ロスの発生抑制	①普及啓発・学習の振興等	・消費者に対する期限表示の正しい理解の促進 ・消費者及び事業者に対し、外食時の食べきり・持ち帰り等に係る啓発 ・消費者に対する事業者が行う商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組についての理解促進 ・食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じた食品ロス削減に関する理解と実践の促進
	②食品関連事業者等の取組に対する支援 【重点取組】	・事業者による取組の推進（手前どり、1/3 ルールの緩和、外食時の食べきりや持ち帰り等） ・事業者の取組に対する消費者理解の促進 ・アプリを活用したフードマッチングの促進 ・事業者が取り組んでいる消費者啓発活動（手前どりの促進など）、食品ロス対策の横展開の実施
食品としての有効活用	③未利用食品を提供するための活動の支援等	・事業者が安心して食品の提供を行える環境づくり ・災害用備蓄食品の積極的な有効活用
食品ロス発生状況の把握	④実態調査の実施	・食品ロス発生量の推計方法を確立 ・食品ロス発生量推計の実施 ・本県における食品ロス削減目標の設定

第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

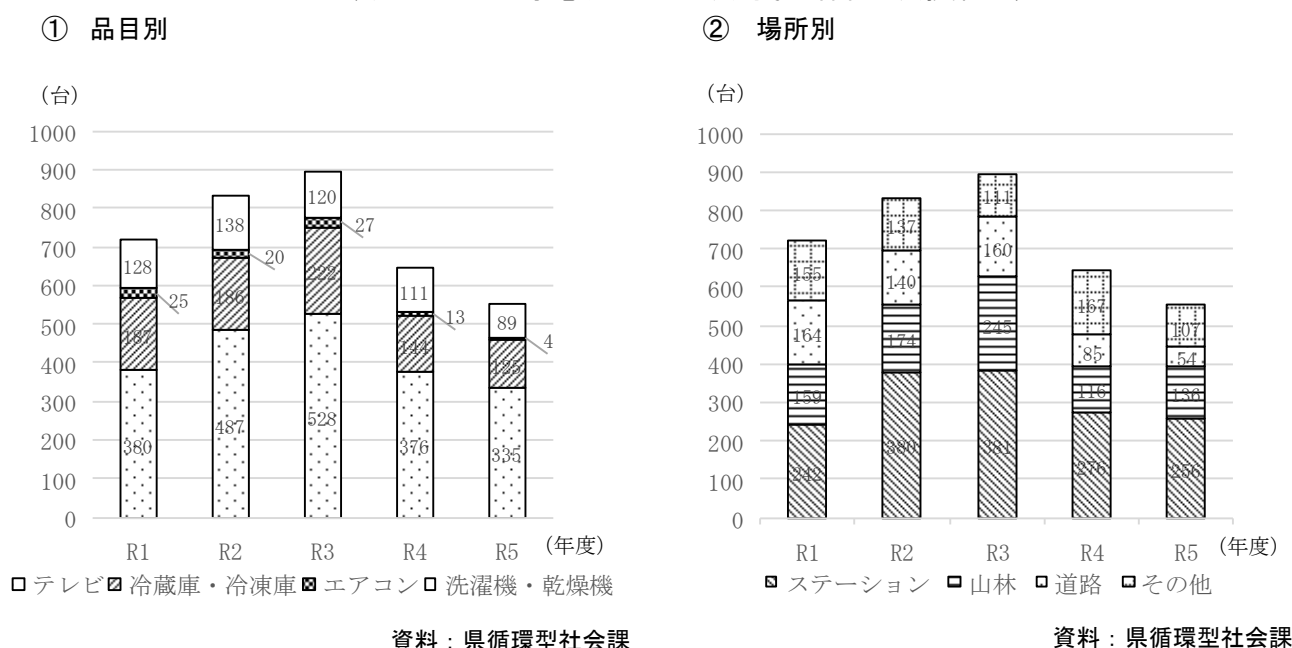
【現状と課題】

(1) 適正処理の状況

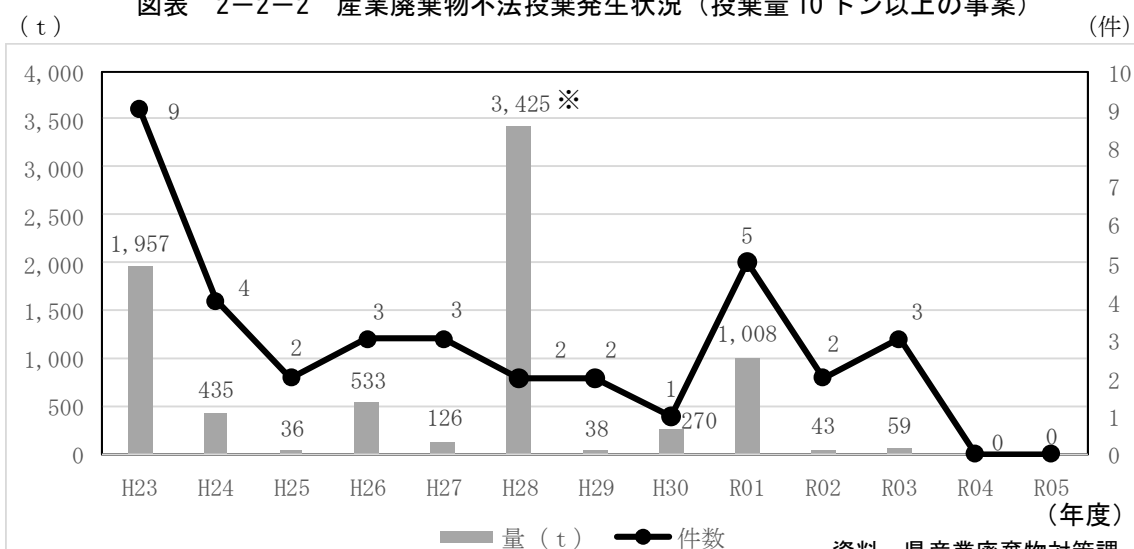
廃棄物が適正に処理されるよう、効率的な施設の整備を図るとともに、優良な処理事業者の育成に努める必要があります。

また、廃棄物処理法の規制強化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されることから、施設への立入検査や不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む必要があります。

図表 2-2-1 家電リサイクル法対象4品目不法投棄台数



図表 2-2-2 産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量 10 トン以上の事案）

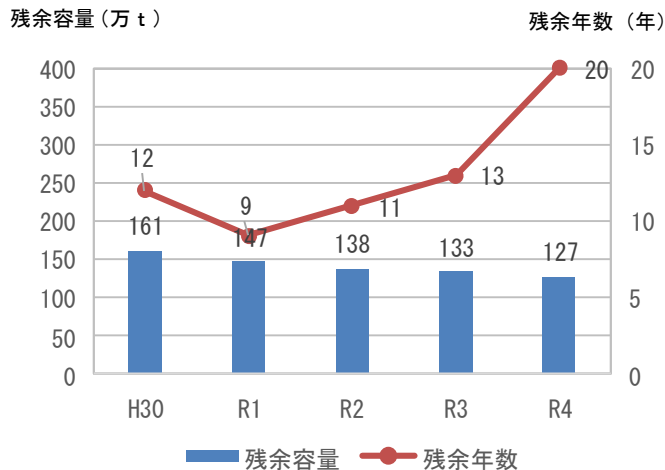


(※) 平成 28 年度は廃棄物量 3,374t の大量投棄が 1 件あったため、大幅に増加した。この事案は、建築物の解体で発生しがれき類を現場で再生利用するため残置したものであるが、現場の状況から勘案し、不法投棄と判断したもの。

(2) 最終処分場の状況

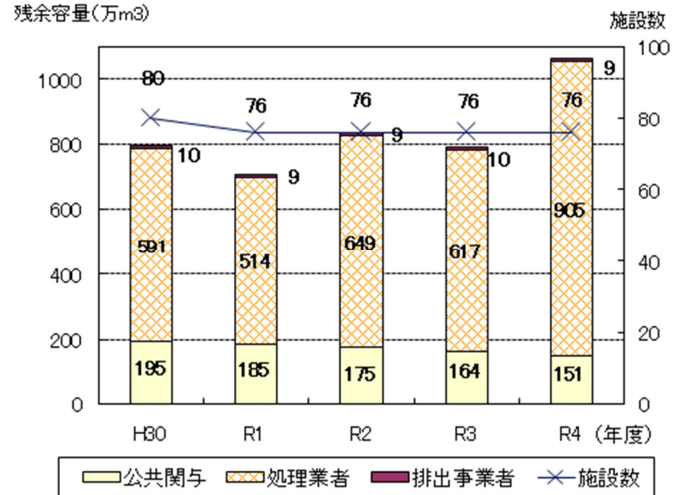
一般廃棄物、産業廃棄物ともに、最終処分場の新規設置は困難な状況にあり、残余容量及び廃棄物の発生量を勘案し、必要に応じて、適正処理のための残余容量の確保策を検討します。

図表 2-2-3 一般廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数



資料：県循環型社会課

図表 2-2-4 産業廃棄物最終処分場の施設数及び残余容量



資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-2-5 産業廃棄物最終処分場の設置等状況（令和4年度末現在）

区分	施設数				残余容量(万m³)				残余年数
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	
安定型最終処分場 ⁴	4	49	1	54	1	840	0	840	10.0
管理型最終処分場 ⁵	5	15	2	22	9	65	151	225	12.1
計	9	64	3	76	9	905	151	1,065	10.4

(注1) 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設。

資料：県産業廃棄物対策課

(注2) 残余年数は、年度末の残余容量及び当該年度の廃棄物埋立量から算出することとなり、経済活動等により大きく変動する(令和4年度埋立量：安定型84万m³、管理型19万m³)。

(注3) 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

図表 2-2-6 公共関与による埋立処分事業の実施状況（令和5年度末）

名称	埋立面積(ha)	廃棄物埋立容量(千m³)	進捗率(%)	事業期間	事業主体
箕島地区	32	1,267	93.1	昭和63年10月～	(一財)広島県環境保全公社
出島地区	17	1,900	32.7	平成26年6月～	

(注) 箕島地区のうち、安定型処分場(20ha)は、令和4年度末で埋立終了。

資料：県産業廃棄物対策課

4 安定型最終処分場：産業廃棄物の廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(工作物の除去に伴って生じたコンクリート片等)の最終処分場をいう。

5 管理型最終処分場：産業廃棄物の燃え殻、汚泥、木くず、鉋さい、ばいじん等の最終処分場で、浸出液による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、浸出液処理施設等が設けられている。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R5）	目標値 （目標年度）	目安※ ¹	指標の 達成率	進捗状況
循環型 社会課	市町における災害廃棄物 初動マニュアルの策定※ ²	自治 体数	12	23	23 (R3)	23	100.0%	目標どおり 達成
産業廃棄物 対策課	電子マニフェスト普及率	%	51.5 (H30)	65.7	80.0 (R7)	71.9	91.4%	概ね達成
産業廃棄物 対策課	産業廃棄物の不法投棄件 数（投棄量 10 t 以上）	件	2.6	0	2 (R7)	2.2	200.0%	目標以上 達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 R3 の達成を目標にしていたが、R3 は未達、R4 に達成した。

R4 以降も、全市町が参加する研修・訓練等を通じて、マニュアルの継続的な見直し支援を実施。

1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理

【取組状況】

(1) 適正処理の推進

ア 監視・指導等 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査等を実施しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】立入検査等を実施。

図表 2-2-7 一般廃棄物処理施設立入件数・指導件数（令和5年度）

区 分	立入件数・指導件数
し尿処理施設	58
ごみ処理施設	121
埋立処分地	33
浄化槽	30,187
計	30,399

資料：県循環型社会課

(2) 将来を見据えた関係市町との連携による廃棄物処理の推進

ア 一般廃棄物処理施設整備の促進 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設について、市町等による計画的な施設整備を支援しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】計画的な施設整備を支援。

図表 2-2-8 一般廃棄物処理施設整備状況

区 分	令和3年度		令和4年度	
	し尿処理施設	ごみ処理施設	し尿処理施設	ごみ処理施設
施設数	29	61	26	57
施設能力	2,448 k1/日	4,810 t/日	2,168 k1/日	4,474 t/日

資料：県循環型社会課

(3) 違法な不用品回収業等への対策**ア 違法な不用品回収業に対する指導の強化** [循環型社会課]

廃棄物の収集運搬に必要な許可を受けていないなど、違法な不用品回収と判断される場合は、回収を止めるよう指導しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】市町との連携による、不用品回収業者への立入検査のほか、市町への技術的支援を実施。

イ 有害使用済機器保管等業者に対する指導 [循環型社会課]

有害使用済機器（本来の用途を終えた家電等）の保管等を行う者に対し、法に基づく届出や、保管等の基準の遵守について指導しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】届出・保管等に係る指導を実施。

(4) 災害廃棄物の処理対策の構築**ア 災害発生時における廃棄物処理体制の強化（災害廃棄物処理対策市町等連携事業）** [循環型社会課]

大規模災害時の適正・迅速な廃棄物処理のため、県災害廃棄物処理計画に基づき、市町等と連携した実効性の高い災害廃棄物処理体制の強化を図ります。

【令和5年度実績】災害発生時に、各市町において速やかな一次仮置場の開設が可能となるよう、「一次仮置場の設置運営の手引き」に基づいた初動対応等に係る研修及び訓練を実施。あわせて、市町の仮置場候補地の選定支援を実施。

【令和6年度内容】引き続き研修及び訓練を実施。あわせて、市町の被災した建物の公費解体に係る対応準備について、支援を実施。

イ 広域的な相互協力体制の整備 [循環型社会課・産業廃棄物対策課]

広範囲な災害に備え、広域的な相互協力体制整備を推進しています。県は、市町による収集、運搬及び処分が困難と認められる場合に、災害廃棄物が迅速かつ円滑に処理されるよう、関係団体4団体と支援協力に関する協定を締結しています（累計4団体）。

【令和5年度実績】協定を締結した関係団体との情報交換等により、協力体制における課題と改善策を検討。国が設置するブロック協議会への参加及び情報収集。

【令和6年度内容】令和5年度取組の継続。

(5) 人工衛星による不法投棄監視業務 [産業廃棄物対策課]

廃棄物適正処理の強化に向けて、人工衛星を活用した不法投棄等対策を実装しています。

【令和5年度実績】令和3年度から実証を開始した人工衛星画像の解析技術による不法投棄監視システムについて、運用開始に向けた実証実験を実施。

【令和6年度内容】実証結果から一定の効果が見込まれたため、実証段階で構築したシステムの運用を開始。

(6) プラスチックごみの海洋流出防止対策：関連事業（P77）

2 産業廃棄物の適正処理

【取組状況】

(1) 適正処理の推進

ア 監視・指導等 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業所並びに処理施設の立入検査を実施しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】排出事業者及び処理業者の立入検査を実施。

図表 2-2-9 事業所立入検査件数（令和5年度）

区 分	立入検査件数	延指導件数
産業廃棄物排出事業者	741	99
産業廃棄物処理業者	535	56
計	1,276	155

資料：県産業廃棄物対策課

イ ダイオキシン類等対策事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類対策を推進するため、排出ガスの行政検査を実施し基準の適合状況を監視しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】排出ガスの行政検査を実施。令和5年度の実績4施設。

ウ ⁶PCB廃棄物処理促進事業 [産業廃棄物対策課]

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）」に基づき策定したPCB廃棄物処理計画により、適正保管の徹底及び安全で計画的な搬出・処理等を指導しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】PCB廃棄物の保管及び処理の状況を把握するとともに、適正保管及び適正処理を指導。なお、令和5年度届出状況は次表のとおり。

⁶ PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

図表 2-2-10 PCB廃棄物保管等届出状況（令和5年3月31日）

種 類 (単位)	保管中	使用中
変圧器（トランス）（台）	830	818
ネオン変圧器（ネオントランス）（台）	14	1
コンデンサー（3kg 以上）（台）	444	140
コンデンサー（3kg 未満）（台）	6,317	3,352
柱上変圧器（柱上トランス）（台）	184	264
蛍光灯用安定器（台）	350	70
水銀灯用安定器（台）	74	1
ナトリウム灯用安定器（台）	—	—
安定器（用途不明）（台）	22	10
その他 PCB を含む油（kg）	39,203	—
変圧器油（トランス油）（kg）	209	—
熱媒体油（kg）	—	—
柱上変圧器油（柱上トランス油）（kg）	—	—
コンデンサー油（kg）	3	—
感圧複写紙（kg）	4,980	—
ウエス（kg）	592	—
計器用変成器（kg）	23	46
サーミアブソーバー（kg）	86	—
リアクトル（kg）	65,326	12,716
放電コイル（kg）	2	—
整流器（kg）	14	2,332
その他電気機械器具（台）	333	134
OF ケーブル（kg）	374	—
汚泥（kg）	20,232	—
塗膜（kg）	18,270	152
その他（kg）	1,599,095	3,643,783
届出事業所数	770	—

（注）容量で報告されたものは重量に換算

資料：県産業廃棄物対策課

エ 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 [産業廃棄物対策課]

平成20年度から排出事業者にマニフェスト⁷交付状況報告が義務化されるなど排出事業者責任が強化されたことから、廃棄物処理法に関する知識の向上を図るため排出事業者講習会を開催し、排出事業者責任の徹底を指導しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】排出事業者にマニフェスト交付状況報告書の提出を周知し、法規制等に係る講習会を開催。排出事業者指導員を配置し、排出事業者責任の徹底を指導。

オ 優良な産業廃棄物処理業者の育成（産業廃棄物処理情報管理推進事業） [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物処理業者における優良認定の取得や社会貢献の活動を支援し、優良な処理業者の育成、業界の健全な発展を促進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】（一社）広島県資源循環協会に対して、産業廃棄物処理業者の優良認定の取得及び社会貢献の活動を支援。産業廃棄物処理業者に対して、優良認定の制度周知及び取得推進を実施。

7 マニフェスト（産業廃棄物管理票）：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。

図表 2-2-11 補助事業の概要

実施主体	(一社) 広島県資源循環協会	
事業名	優良業者支援事業	社会貢献事業
事業内容	優良認定を取得するための協会の取組を支援	不法投棄された廃棄物の撤去等地域社会へ貢献し県民理解を深める協会の取組を支援
補助率	1/2	
補助金額	1,222 千円	

カ 電子マニフェスト加入促進事業 [産業廃棄物対策課]

電子マニフェスト活用講習会の開催等を通じ、排出事業者、処理事業者の双方において制度への加入を促し、廃棄物トレーサビリティの強化を図っています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】県内事業者向けに活用講習会及び訪問提案を実施。

(2) 処理施設の確保

ア 公共関与処分場による廃棄物適正処理事業 [産業廃棄物対策課]

【令和5年度実績】箕島処分場及び出島処分場において、廃棄物の受入を実施。箕島安定型処分場は、令和4年度末で埋立終了。

【令和6年度内容】公共関与処分場の運営主体である（一財）広島県環境保全公社と連携して適正な管理・運営を実施。箕島安定型処分場は、施設を広島県に返還し、広島県において処分場の廃止手続きが完了するまで維持管理を実施。

3 廃棄物不法投棄防止対策

【取組状況】

(1) 不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化

ア 監視・パトロール（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

「不法投棄110番⁸」による情報収集、車両、ヘリコプター船舶及びドローンを使用した監視パトロールを実施し、早期発見・早期是正に努めています。また、産業廃棄物運搬車両検査を実施し、運搬先及び運搬先業者の許可状況等を確認し、不法投棄を防止しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】不法投棄監視パトロールや産業廃棄物収集運搬車両検査を実施。令和5年度実施件数は次表のとおり。

図表 2-2-12 実施件数（令和5年度）

項 目	実施回数（実施件数）
車両によるパトロール	26 (47)
ヘリコプターによるパトロール	0 (0)
船舶によるパトロール	3 (19)
産業廃棄物運搬車両検査	10 (83)

資料：県産業廃棄物対策課

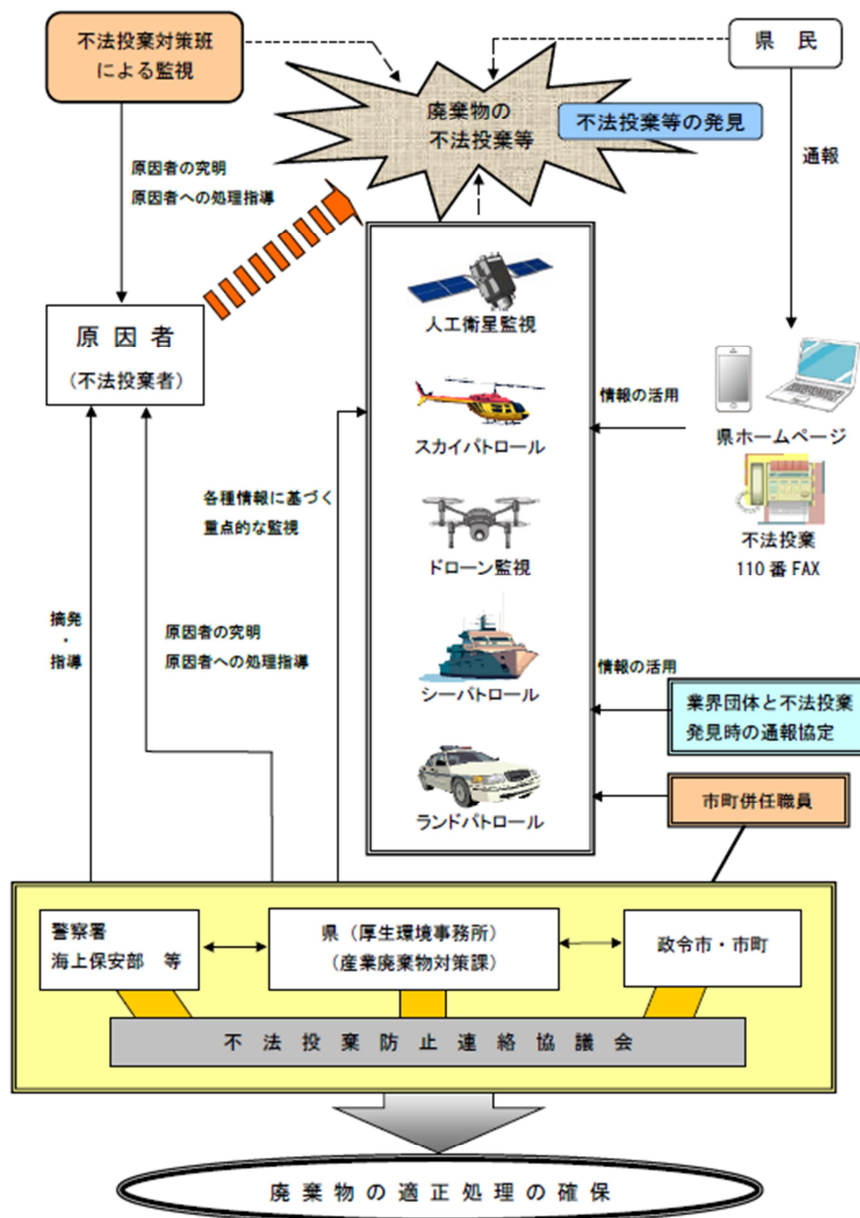
⁸ 不法投棄110番：広く県民から不法投棄に関する情報を収集し、不法投棄の早期解決を図るため、県産業廃棄物対策課内に設置された専用ファクシミリ及び県ホームページ通報入力フォームのこと。（FAX：082-211-5374）

イ 不法投棄対策班の活動（不法投棄監視体制強化事業）〔産業廃棄物対策課〕

現職警察官、警察官OB及び県職員で構成する不法投棄対策班により、不適正処理の監視、是正等の指導を行い、早期発見・早期是正による事案の拡大防止を図っています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】不法投棄110番、関係機関の要請等を受けて、不法投棄等の不適正処理に対して早期対応を実施。令和5年度は延べ395回出動。

図表 2-2-13 廃棄物不法投棄対策等実施体系図



ウ 市町職員の併任制度（不法投棄監視体制強化事業）〔産業廃棄物対策課〕

市町職員が産業廃棄物の立入検査を行うため、県職員として併任する制度を導入し、不法投棄等の監視体制を強化しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】7市6町の市町併任職員による産業廃棄物事案等の立入検査を実施。令和5年度は68件の立入検査実績。

エ 地区不法投棄防止連絡協議会の設置（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

厚生環境事務所・支所の管轄区域毎に、厚生環境事務所・支所、市町、警察及び海上保安部などで構成する地区不法投棄防止連絡協議会を設置し、不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】協議会を開催し関係機関と不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施。令和5年度は6地区で開催。

オ 業界団体との不法投棄通報協定の締結 [産業廃棄物対策課]

不法投棄の早期発見、早期対応を図るため、業界団体と不法投棄通報協定を締結し、不法投棄等の監視体制を強化しています。

【令和5年度実績】協定を締結した広島県資源循環協会、建設業団体等の5団体に対して、不法投棄の早期発見、早期通報等を依頼。

【令和6年度内容】他の団体との協定締結を進め、不法投棄の監視体制を強化。

(2) 市町の不法投棄防止対策に対する支援

ア 地域廃棄物対策支援事業 [循環型社会課]

市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援し、不法投棄の未然防止及び早期発見・早期是正を図っています。

(ア) 不法投棄防止対策事業

項 目	内 容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄監視事業 住民団体・民間警備会社への監視パトロール委託、監視カメラ、防止ネット・防止柵等 ② 不法投棄防止に関する普及啓発事業 不法投棄防止パンフレット・看板、講習会、広報活動、不法投棄防止大会及び住民参加による不法投棄廃棄物の作業委託等 ③ その他関連事業 不法投棄を防ぐための環境整備事業等
補 助 率	2/3 以内
補助限度額	45,000 千円～15,000 千円/市町

【令和5年度実績】

実施市町数	主な事業内容					補助金 交付額
	監視 パトロール	監視 カメラ等	防止ネット、 防止柵等	パンフレット、 看板等	廃棄物等の回収 処理(住民参加)	
22 市町 1 組合	17 市町	6 市町	4 市	21 市町 1 組合	12 市町	93,161 千円

【令和6年度内容】市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援。

(イ) 不法投棄廃棄物等の撤去処分事業

項 目	内 容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄廃棄物撤去処分事業 不法投棄された廃棄物の撤去・処分等（撤去後、当該地において不法投棄の未然防止対策を行うものに限る。） ② 廃棄物類似処理困難物撤去処分事業 廃屋など、廃棄物に類似するものの解体・撤去・処分等（市町のまちづくりに関する計画により対策が必要なものに限る。）
補 助 率	1/2 以内

【令和5年度実績】

実施市町数	事業内容		補助金交付額
	不法投棄廃棄物撤去処分事業	廃棄物類似処理困難物撤去処分事業	
7市町	7市町	—	2,615千円

【令和6年度内容】市町等が実施する不法投棄廃棄物等の撤去処分事業を支援。

(ウ) 事業系一般廃棄物削減対策事業

項 目	内 容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 実態把握事業 事業系一般廃棄物の展開検査（組成分析）、排出事業者の意識調査、排出実態調査等 ② 分別促進事業 排出事業者への分別・リサイクル・排出抑制等に係る情報提供、分別・リサイクル・適正排出等のガイドライン作成等 ③ 事業者との協働事業 食べきり店の募集・登録、広報、事業者等と連携した食品ロスの削減対策等
補助率	1/2 以内

【令和5年度実績】

実施市町数	事業内容			補助金交付額
	実態把握事業	分別促進事業	事業者との協働事業	
7市町	5市町	1市	3市町	9,731千円

【令和6年度内容】市町等が実施する事業系一般廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクル・適正処理を支援。

(エ) 災害廃棄物処理計画策定事業

項 目	内 容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	災害廃棄物処理計画の策定及び推進を図ることを目的に実施する事業
補助率	1/2 以内

【令和5年度実績】

実施市町数	補助金交付額
2市	1,685千円

【令和6年度内容】市町等が実施する災害廃棄物処理計画の策定及び推進を図ることを目的に実施する事業を支援。

(オ) 産業廃棄物最終処分場周辺環境調査支援事業

項 目	内 容
実施主体	市町
対象事業	産業廃棄物最終処分場及びその周辺地域での環境調査
補助率	1/2 以内

【令和5年度実績】

実施市町数	補助金交付額
3市町	373千円

【令和6年度内容】市町が地元住民からの要望に基づき、又は、地元住民の安全・安心確保を目的に実施する産業廃棄物最終処分場及びその周辺地域での環境調査を支援。

人工衛星(SAR 衛星)による 不法投棄等の早期発見に向けた新たな監視方法の構築

広島県は、廃棄物の不法投棄や不適正保管など（以下「不法投棄等」という。）を早期に発見するため、令和3年度に「ひろしまサンドボックス」実施プロジェクト（行政提案型）による公募型プロポーザルを実施しました。

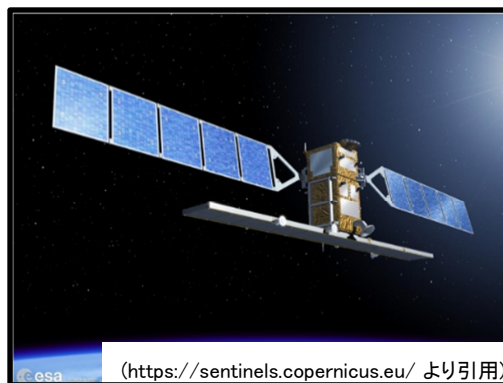
採択した実証プロジェクトのうち、人工衛星の合成開口レーダー（SAR）の観測データを活用し不法投棄等検出を自動で通知するシステムを構築し、令和6年度から運用を開始しています。

1 背景

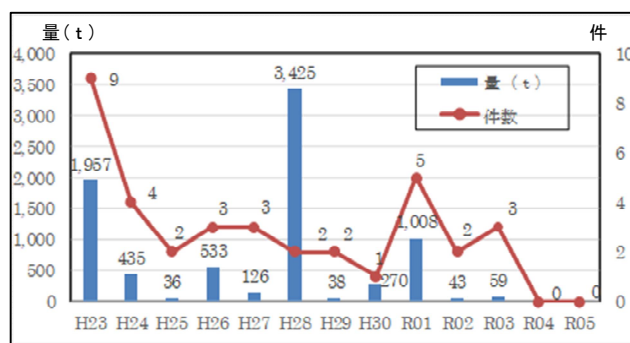
- 広島県ではこれまでも、県庁に不法投棄対策班（警察官含む。）の設置や車両・船舶・ヘリコプターによるパトロールの実施など、様々な不法投棄等の対策を実施しています。
- これらの取組みにより、大規模な不法投棄発生件数は減少傾向にあります。県内における不法投棄等は未だに発生しています。
- 特に人目に付きにくい山間部等での不法投棄等が多いこと、また行政の人員や監視回数には限りがあることから、不法投棄等の早期発見が十分にできていないことが課題となっています。

2 取組み状況

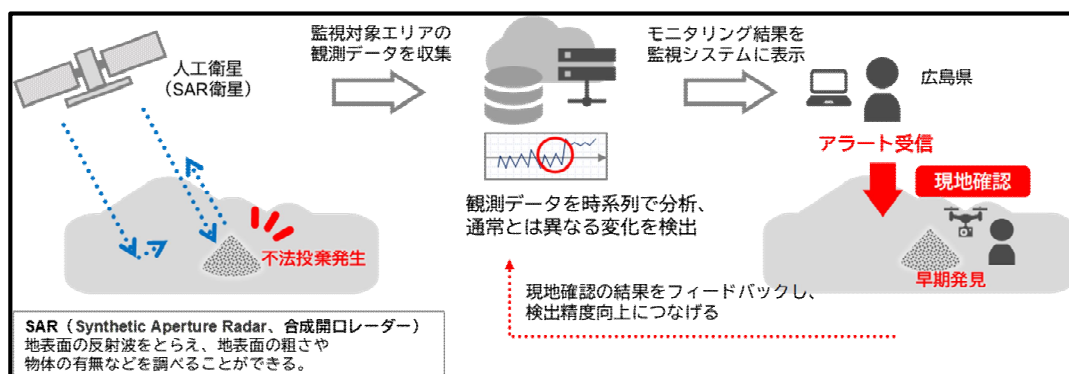
- こうした課題解決に向け、不法投棄等の発見する新たな仕組みの構築を目指し、実証では人工衛星によるリモートセンシングを組み合わせることで検証を実施しました。
- システムの開発と実証を通じて、利用する観測データと検出手法で早期発見できる条件を把握し、一定の効果を確認することができたため、令和6年度からシステムの運用を開始しました。
- 今後も検出条件や活用方法の改善を続け、衛星データの発展などに合わせて検出方法の見直しを進めていくことで、不法投棄等の早期発見・未然防止に繋がります。



データを使用する人工衛星
(Sentinel-1)



産業廃棄物不法投棄発生状況
(投棄量 10トン以上の事案)



人工衛星を活用したシステムの運用フロー(イメージ)

第3章 地域環境の保全

第1節 良好な大気環境の確保

1 大気質の保全

【現状と課題】

大気汚染は、工場・事業場から排出されるばい煙や自動車排出ガスなどによって引き起こされます。

高度経済成長期には、大気汚染が急速に進行しましたが、近年、工場・事業場や自動車排出ガスへの対策が進み、全般的に改善されてきました。

環境基準¹の達成状況を測定項目別に見ると、令和5年度は二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、すべての測定局で環境基準を達成しました。また、平成21年度に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM_{2.5}）²についても、4年連続で、すべての測定局で環境基準を達成しました。

一方、光化学オキシダントは、すべての測定局で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダントの環境基準は、昼間（5～20時）の1時間値で評価しており、1年のうちに1時間でも基準値を超えてしまうと達成しません。なお、令和5年度の昼間の時間において、1時間値が環境基準値以下となった割合は、約95%でした。

図表 3-1-1 大気汚染物質の環境基準達成率（%）

項目／年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
二酸化硫黄及び一酸化炭素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
二酸化窒素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【参考】（ ）内は、1時間値における環境基準値以下の割合	(92)	(91)	(90)	(89)	(92)	(92)	(93)	(94)	(93)	(95)
微小粒子状物質(PM _{2.5})	24	38	71	71	83	96	100	100	100	100

（注）環境基準達成率：環境基準達成測定局数／測定局数×100%

資料：県環境保全課

微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、平成25年1月の中国の深刻な大気汚染の影響により、県内でも濃度が上昇し、大きな関心が寄せられました。本県では、国が定めた注意喚起の基準を超過した場合には、高濃度予報を発表し県民への注意喚起を行うこととしていますが、これまでに高濃度予報を発表したことはありません。

その他には、黄砂や酸性雨の問題があります。

黄砂とは、中国内陸部の乾燥・半乾燥地域で強風により吹き上げられた多量の砂塵が上空の偏西風に運ばれて日本に飛来し降下する現象です。近年、飛来が大規模化しており、過放牧や耕地の拡大等の人為的な要因等の影響が指摘されています。

本県でも、黄砂の影響により、浮遊粒子状物質や微小粒子状物質（PM_{2.5}）の濃度が上昇する日が、例年観測されています（令和5年度黄砂観測日数：5日）。

1 環境基準：環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、国が定める環境の基準。大気汚染にかかるものは、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の11物質について定められている。（基準値は、「広島県環境データ集」を参照）

2 微小粒子状物質（PM_{2.5}）：大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が2.5μm（1μm（マイクロメートル）は1mmの千分の1）以下のものをいう。PM_{2.5}は非常に小さい（髪の毛の太さの1/30程度）ため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されている。

3 光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や炭化水素類（HC）を中心とする一次汚染物質から太陽光線による光化学反応により二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器へ影響を及ぼし、植物などへも影響を与える。

酸性雨は、硫黄酸化物や窒素酸化物の酸性物質が、雨などに溶け込んで通常より強い酸性を示す現象で、生態系や建造物への悪影響を及ぼします。国外（中国大陸）からの影響も指摘されています。

本県における降水pH⁴（年平均値）は、ほぼ横ばいで推移していますが、全国と同様にpH4～5の雨が観測されています。

図表 3-1-2 降水pH（年平均値）

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
広島市	4.4	4.7	4.6	4.5	4.7	4.6	4.7	4.9	5.0	4.9
呉市	4.6	4.7	5.0	5.0	5.1	4.7	4.9	4.9	4.8	5.0
福山市	5.6	5.0	5.1	5.0	5.2	4.8	5.3	—	—	—
三次市	5.0	5.0	5.1	5.1	5.3	5.3	5.9	5.5	5.3	5.3

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R5）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境保全課	環境基準達成率： 二酸化硫黄	%	100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： 一酸化炭素		100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： 二酸化窒素		100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： 浮遊粒子状物質		100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： ベンゼン		100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： ジクロロメタン		100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）効果的・効率的な監視・情報提供体制の整備

ア 大気汚染の常時監視等 [環境保全課]

11市3町に設置した37局の大気測定局と中央監視局で構成する常時監視システムにより、県内の大気汚染状況を常時監視するとともに、大気汚染による人の健康被害等を未然に防止するため、緊急時に工場等にはばい煙等の排出削減を要請する措置や、県民への周知及び大気汚染予報等の対策を実施しています。

【令和5年度実績】常時監視システムにより大気汚染状況を監視し、緊急時のばい煙の排出削減要請措置や県民への周知等を実施。

光化学オキシダントに係る緊急時発令については、情報を6回発令（注意報は2回発令）。毎時データや発令情報はホームページ、モバイルサイトに掲載し、迅速に情報提供。

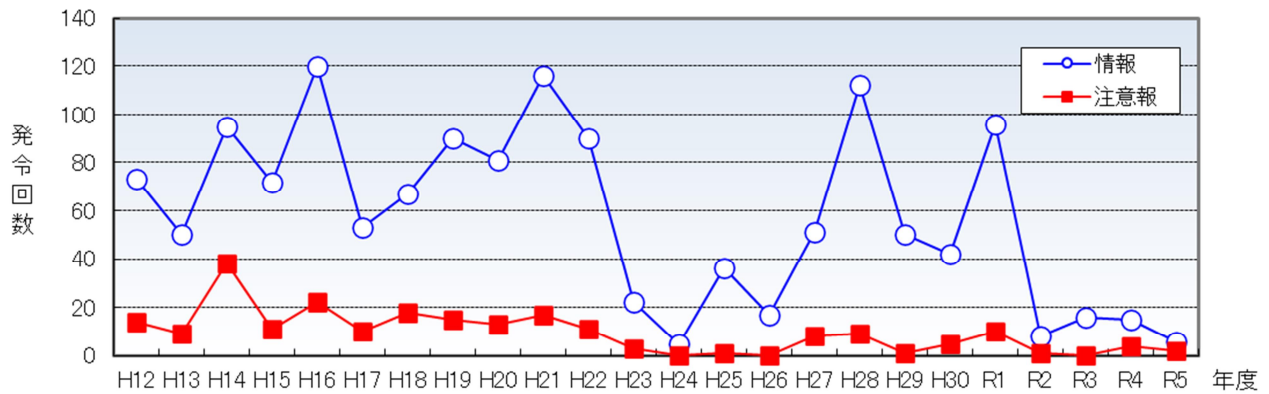
微小粒子状物質（PM2.5）については、県内25局で監視。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析を大竹油見公園局において、四季ごとに年4回実施。

【令和6年度内容】引き続き、常時監視システムにより大気汚染状況を常時監視し、緊急時の措置や県民への迅速な周知等を実施。

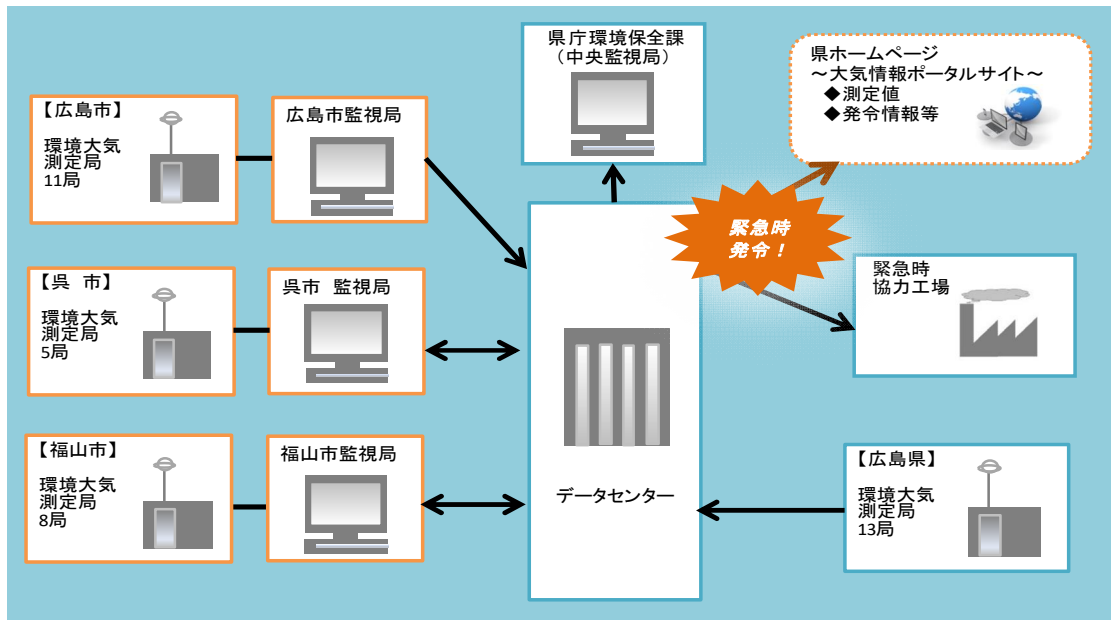
4 pH：酸性かアルカリ性かの程度を0から14までの数値で表したもので、水素イオン濃度を表す単位。7が中性、数が小さいほど酸性が強く、数が多いほどアルカリ性が強いことを示す。何も溶けていない水のpHは7.0で中性であるが、大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、酸性雨はpH5.6以下となる。

図表 3-1-3 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況



資料：県環境保全課

図表 3-1-4 大気汚染常時監視システム系統図



資料：県環境保全課

イ 酸性雨モニタリング調査 [環境保全課]

【令和5年度実績・令和6年度内容】

地域環境への酸性物質の蓄積動向に着目し、降雨のモニタリングを継続して実施するとともに、県内の調査結果を踏まえて影響を監視します。《調査結果は、「図表 3-1-2 降水 pH (年平均値)」参照》

広島県では、三次市における酸性雨モニタリング調査を令和6年度から廃止しています。

(2) 固定発生源対策の推進**ア 排出規制の実施** [環境保全課]

工場・事業場からのばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）及び粉じん等について、大気汚染防止法及び生活環境保全条例による規制を実施しています。また、大気汚染事故が発生した場合には、「広島県危機対策運営要領（大気汚染事故）」（平成21年度策定）に基づき、関係機関と連携して速やかな対応を実施します。

【令和5年度実績・令和6年度内容】大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、立入指導を実施。

令和5年度は、全工場(3,162工場)のうち、1,084工場に立入検査を実施し、438工場に対し、行政指導を実施。《立入検査状況は、「広島県環境データ集」参照》

イ 揮発性有機化合物（VOC⁵）の排出抑制 [環境保全課]

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染の防止を目的として、原因物質の一つであるVOCの排出量を削減するため、工場の立入検査を実施し、平成22年4月から排出基準が適用された既存施設について引き続き指導を強化しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】排出基準適用施設に対し、排出濃度検査等を実施するとともに、必要に応じて改善等を指導。また、基準適用外施設に対してもガイドライン等を活用し、自主的な取組を支援。令和5年度は18工場の立入調査を実施。

ウ 水銀の排出抑制 [環境保全課]

環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという水俣条約の趣旨に沿って、水銀の大気排出量をできるだけ抑制することを目的に平成27年6月に「大気汚染防止法」の一部が改正（平成30年4月施行）され、同法の排出基準が適用された施設について排出抑制指導を実施しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】大気汚染防止法に基づき、立入指導を実施。令和5年度は、全工場(69工場)のうち、延べ37工場に立入検査を実施。

エ 有害大気汚染物質のモニタリング [環境保全課]

大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に曝露された場合に、発ガン性など健康への影響が懸念される有害大気汚染物質による大気の汚染状況を把握するため、ベンゼン等の環境基準設定物質を含む22の優先取組物質について月1回のモニタリングを実施しています。

【令和5年度実績】県内16か所でモニタリングを実施。令和5年度は、環境基準値又は国の指針値がある項目について基準値等を超過するものはなし。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度内容】県内15か所でモニタリングを実施。

(3) 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度の運用（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3「(1)『自動車使用合理化計画』策定・公表制度の運用」(P9)

(4) 低炭素型交通体系の推進（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3「(2) 低炭素型交通体系の推進」(P9)

(5) 低公害車等の導入拡大（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3「(4) 低公害車等の導入拡大」(P11)

⁵ VOC: Volatile Organic Compounds の略称で、常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化学物質の総称。

(6) エコドライブ等の普及（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3 「(5) エコドライブ等の普及」(P12)

(7) 県自らの低公害車の率先導入（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3 「(6) 県自らの電動車の率先導入」(P12)

2 騒音・振動、悪臭の防止

【現状と課題】

(1) 騒音

近年の騒音公害は、都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、深夜営業や日常の家庭生活に起因する近隣騒音が問題となっています。

騒音の環境基準は、住民の生活環境を保全する観点から、都市計画法に基づく用途地域の指定状況等の土地の利用形態、時間区分及び発生源（航空機及び新幹線鉄道等）に応じて指定されています。

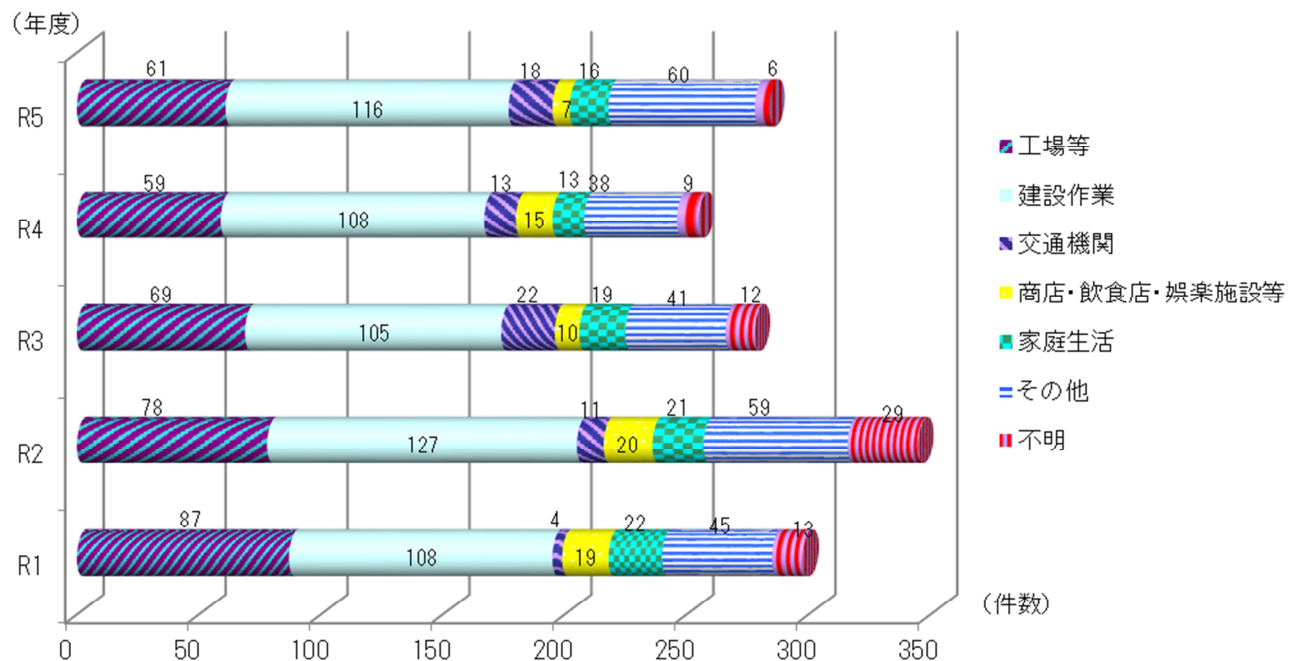
道路の沿線における自動車騒音の環境基準達成率は、一定の地域における騒音レベルが基準値を超過する戸数及び割合を把握する「面による評価」（面的評価）で見ると、経年的には横ばいの状況となっています。

航空機騒音については、広島空港周辺で、環境基準を達成しています（広島西飛行場周辺は廃港に伴い平成24年11月15日付けで環境基準の類型指定を解除）。

新幹線鉄道騒音の環境基準達成率については、低い状況にあります。

また、近年、人の耳では聞きとれない低周波音（空気振動）⁶による問題も生じています。

図表 3-1-5 騒音に係る当年度発生苦情件数の推移



6 低周波音（空気振動）：人の耳には聞こえない20Hz以下の超低周波音と、20～100Hz程度の周波数範囲の音を合わせて、低周波音（空気振動）と通称される。人の聴覚感覚が鈍くなる周波数範囲の音である。建具や窓、障子などが振動して音を発し、騒音・振動公害の一因として昭和40年代から問題化した。